



デジタル田園都市国家構想  
DIGIDEN

# 「生涯活躍のまち」づくりに 活用が見込まれる施策のご案内

## — 参考施策集 —



内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

令和5年4月

# はじめに

「生涯活躍のまち」は、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）における取組方針の一つ「魅力的な地域をつくる」に位置付けられた地方創生施策で、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりを目指し、デジタル技術を活用しながら、分野横断的かつ一体的に様々な事業を実施することにより、地域活性化を図ることを目的としています。

「生涯活躍のまち」の推進にあたっては「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点が中期的に満たされるよう、分野横断的かつ一体的な取組を実施することを重視しておりますが、「生涯活躍のまち」を構成する具体事業については、デジタル技術を活用した事業を含め、地域の実情に応じて様々なものが考えられます。

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、「生涯活躍のまち」を構成する事業実施にあたってのスタートアップの位置づけとして、デジタル田園都市国家構想推進交付金や地方創生推進交付金等、地方創生に関する補助金のほか、関係省庁の補助金制度の周知に取り組むこととしています。

これを受け、本参考施策集では、地域における「生涯活躍のまち」を具体化するにあたって、活用が見込まれる関係省庁の補助金制度（及びその事例）について、参考施策集としてご案内します※2。

地域における「生涯活躍のまち」の実現に向け、大いにご活用ください！

※1 各機能の詳細については、「生涯活躍のまち」に関するガイドラインをご確認ください。

◇地方創生ポータルサイト：「生涯活躍のまち」づくりに関するガイドライン  
URL及びQRコード

[https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/shienmenu/pdf/220331\\_ccrcguideline.pdf](https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/shienmenu/pdf/220331_ccrcguideline.pdf)



※2 網羅的に掲載しておりますが、関係省庁の全ての補助金制度等を掲載しているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。「生涯活躍のまち」の中身に応じて、適宜、本参考施策集に掲載する以外の補助金制度等をご確認ください。

# 「生涯活躍のまち」のイメージ

「生涯活躍のまち」のコンセプト ⇒ 「誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくり」

<各地域のコンセプト例>

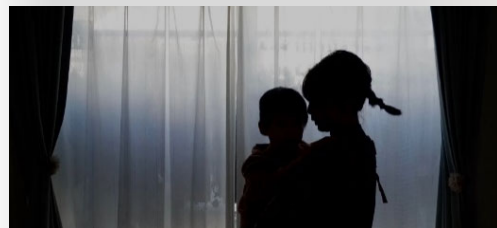
多文化・多世代共生のまちづくり（北海道東川町）、地域が家族になるまちづくり（福島県伊達市）、全世代活躍 みんなが主役のまちづくり（群馬県前橋市）  
あらゆる人々を地域・多世代交流・協働で支えるまち（千葉県匝瑳市）、あなたのいきかたをデザインできるまち（鳥取県南部町）

## 地域課題

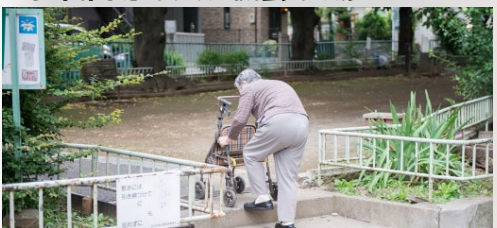
● まちのにぎわいの減少



● 子育て世帯等の孤立



● 世代間等の交流機会の減少

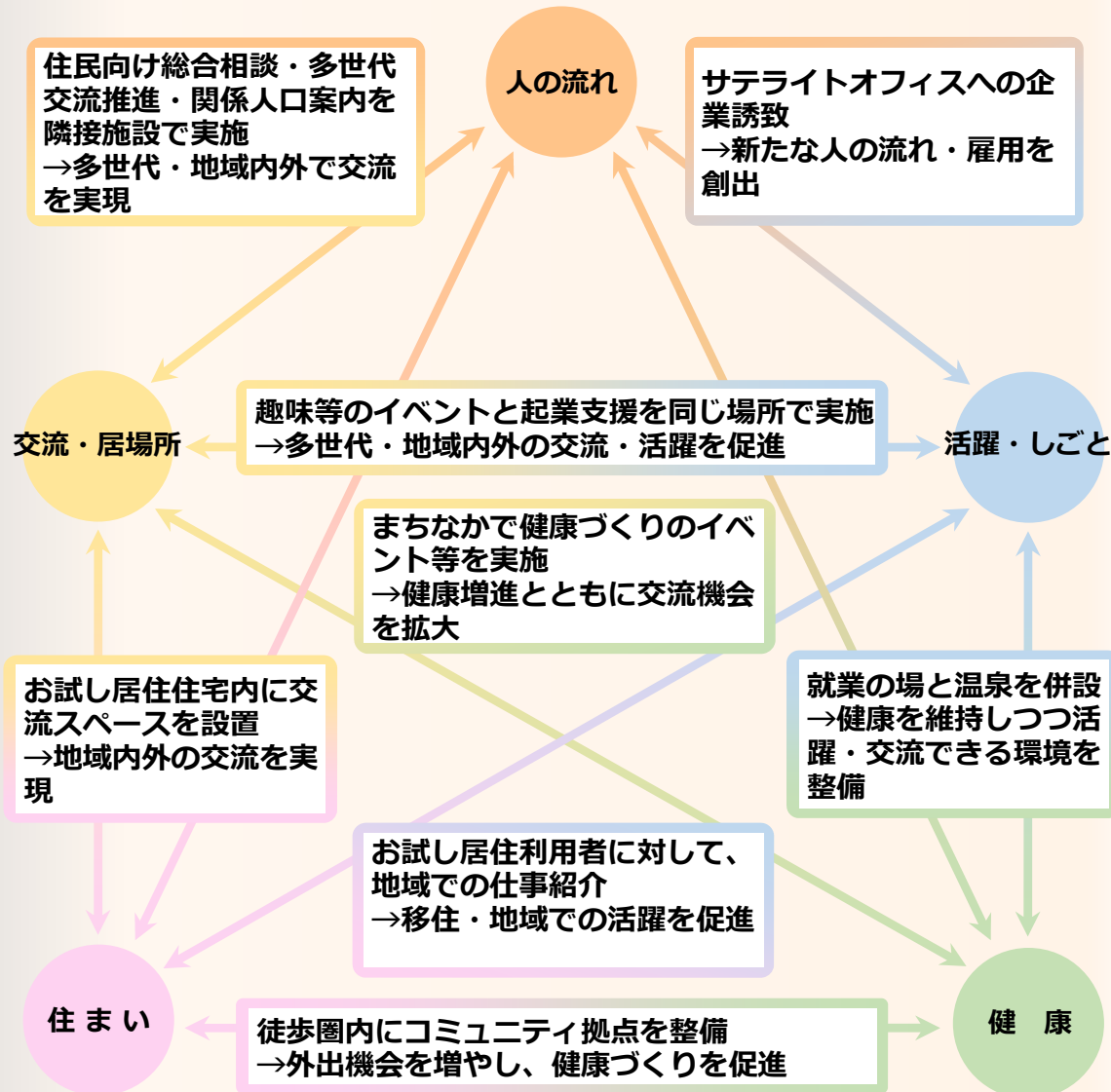


● 空き家の増加



## 「生涯活躍のまち」づくり

施策（事業）に連携して取り組むことにより、相乗効果を発揮



## 「生涯活躍のまち」の実現

● 地域のにぎわい創出



● 子育て世帯等の交流



● 世代を問わず活躍できる場づくり



● 関係人口が新たなスキルを発揮



「生涯活躍のまち」の5つの観点ごとに、活用が見込まれる施策をご案内します。

## 横断的

内容	施策・事例	観点(関連する観点)	ページ
デジタル田園都市国家構想交付金の創設	施策	横断的	7
地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプの制度概要・採択事例	施策	横断的	8

## 交流・居場所

内容	施策・事例	観点(関連する観点)	ページ
地域と学校の連携・協働体制構築事業	施策	交流・居場所(活躍・しごと)	10
地域学校協働活動の事例	事例	交流・居場所(活躍・しごと)	11
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援	施策	交流・居場所(活躍・しごと、健康)	12

## 活躍・しごと

内容	施策・事例	観点(関連する観点)	ページ
生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加	施策	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	14
> 奈良県生駒市 一住民主体の通いの場の充実一	事例	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	15
> 互助を見つける   参考事例	事例	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	16
生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割	施策	活躍・しごと(健康)	17
介護支援ボランティア	施策	活躍・しごと(健康)	18
> 「ちょいワルじいさん」プロジェクト	事例	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	19
> 多機関協働事業の事例(多機関の中核を担う役割)	事例	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	20
> コーディネート機能を活用した地域づくりの事例	事例	活躍・しごと(交流・居場所)	21
> まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制	事例	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	22
> 『福祉なんでも相談窓口』の設置による共生の地域づくり	事例	活躍・しごと(交流・居場所、健康)	23
シルバー人材センター事業 (概要)	施策	活躍・しごと	24
シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和	施策	活躍・しごと	25
高年齢雇用継続給付の概要	施策	活躍・しごと	26
生涯現役地域づくり環境整備事業の概要	施策	活躍・しごと	27
大学等における履修証明(certificate)制度の概要	施策	活躍・しごと	28
生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例	事例	活躍・しごと	29



# 住まい

内容	施策・事例	観点(関連する観点)	ページ
サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要	施策	住まい(交流・居場所、健康)	31
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置	施策	住まい(交流・居場所、健康)	32
サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要	施策	住まい(交流・居場所、健康)	33
サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要	施策	住まい(交流・居場所、健康)	34
(独)住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等	施策	住まい(交流・居場所、健康)	35
既存住宅流通の活性化に向けた取組 既存住宅の建物評価手法の改善	施策	住まい	36
既存住宅流通の活性化に向けた取組 的確なリフォームの推進	施策	住まい	37
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	施策	住まい	38
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	施策	住まい	39
建物状況調査(インスペクション)の活用促進	施策	住まい	40
既存住宅流通・リフォームに係る保険制度	施策	住まい	41
「安心R住宅」(特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)	施策	住まい	42
「全国版空き家・空き地バンク」について	施策	住まい	43
空き家対策総合支援事業	施策	住まい	44
> 空き家対策総合支援事業【活用】の事例 高知県越知町	事例	住まい(交流・居場所、人の流れ)	45
空き家再生等推進事業	事例	住まい(交流・居場所、人の流れ)	46
> 空き家再生等推進事業【活用】の事例 石川県輪島市①	事例	住まい(交流・居場所、人の流れ)	47
> 空き家再生等推進事業【活用】の事例 石川県輪島市②	事例	住まい(交流・居場所、人の流れ)	48
住宅セーフティネット制度の枠組み	施策	住まい	49
居住支援協議会の概要	施策	住まい(交流・居場所)	50
高齢者等の住み替え支援事業	施策	住まい(人の流れ)	51
高齢者等の住み替え支援の取組み事例	事例	住まい(人の流れ)	52
高齢者等の所有する住宅の活用事業(子育て世帯等へ転賃)	事例	住まい(人の流れ)	53
住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援	施策	住まい(人の流れ)	54
スマートウェルネス住宅の展開	施策	住まい(交流・居場所、健康)	55
スマートウェルネス住宅等推進事業	施策	住まい(交流・居場所、健康)	56
街なみ環境整備事業の概要	施策	住まい(交流・居場所)	57
住宅市街地総合整備事業(拠点開発型・街なか居住再生型)の概要	施策	住まい(交流・居場所)	58
地域におけるPREの活用推進	施策	住まい	59
UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化	施策	住まい(交流・居場所、健康)	60
URひばりが丘団地における地域医療福祉拠点の形成の推進	事例	住まい(交流・居場所、健康)	61
UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業	事例	住まい	62

## 健康

内容	施策・事例	観点(関連する観点)	ページ
地域包括ケアシステムの構築について	施策	健康(交流・居場所、活躍・しごと、住まい)	64
地域包括ケアシステムの構築	施策	健康(交流・居場所、活躍・しごと、住まい)	65
地域支援事業の概要	施策	健康(交流・居場所、活躍・しごと)	66
地域包括支援センターについて	施策	健康(交流・居場所、活躍・しごと)	67
在宅医療・介護連携の推進	施策	健康(交流・居場所、活躍・しごと)	68
在宅医療・介護連携推進事業	施策	健康(交流・居場所、活躍・しごと)	69
地域ケア会議の推進	施策	健康(交流・居場所)	70
> 地域ケア会議   豊明市の例	事例	健康(交流・居場所)	71
地域医療介護総合確保基金	施策	健康(活躍・しごと)	72
地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備	施策	健康(活躍・しごと)	73
地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保	施策	健康(活躍・しごと)	74
介護サービス情報公表制度の運用～概要～	施策	健康(活躍・しごと)	75
介護サービス情報の公表制度の仕組み(全体像)	施策	健康(活躍・しごと)	76
介護ロボット導入支援事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))	事例	健康(活躍・しごと)	77
ICT導入支援事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))	施策	健康(活躍・しごと)	78

## 人の流れ

内容	施策・事例	観点(関連する観点)	ページ
移住・交流情報ガーデン	施策	人の流れ	80
地域おこし協力隊について	施策	人の流れ(活躍・しごと)	81
地域活性化起業人(企業人材派遣制度)	施策	人の流れ(活躍・しごと)	82
関係人口について	施策・事例	人の流れ	83

# 横断的



# デジタル田園都市国家構想交付金の創設

R5当初：1,000億円、R4補正：800億円（R4当初：1,000億円／R3補正：660億円）

## デジタル田園都市国家構想交付金

R4補正

R5当初

デジタル  
実装タイプ

地方創生  
拠点整備タイプ

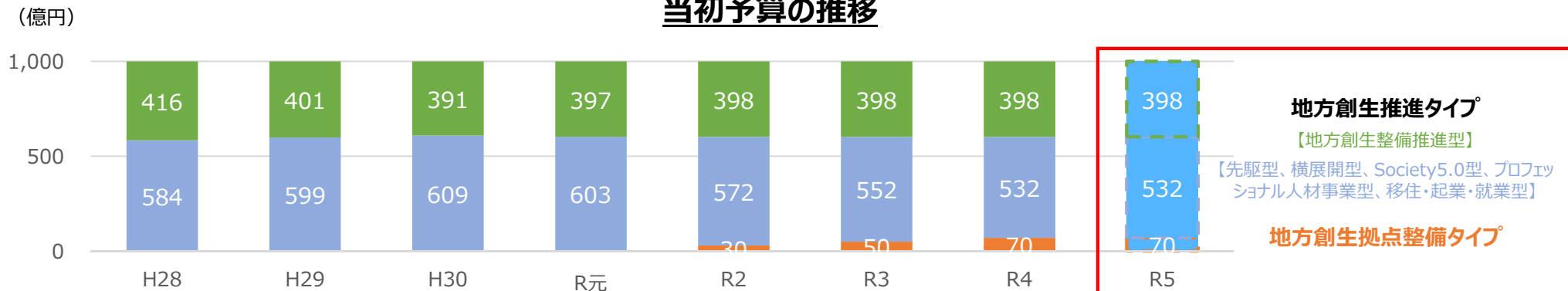
地方創生  
推進タイプ

▶ デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

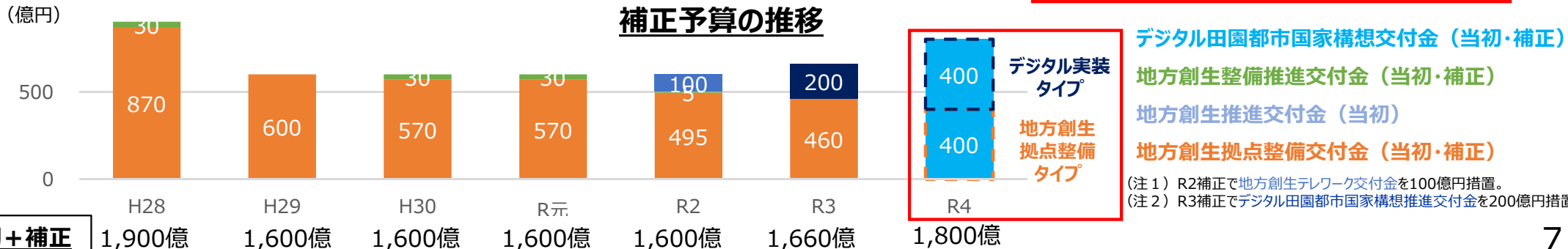
▶ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
- ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

### 当初予算の推移



### 補正予算の推移



デジタル田園都市国家構想交付金（当初・補正）

地方創生整備推進交付金（当初・補正）

地方創生推進交付金（当初）

地方創生拠点整備交付金（当初・補正）

（注1）R2補正で地方創生ネットワーク交付金を100億円措置。  
（注2）R3補正でデジタル田園都市国家構想推進交付金を200億円措置。

当初+補正

1,900億

1,600億

1,600億

1,600億

1,600億

1,660億

1,800億



- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
    - 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型） ⇒ 主にソフト事業を支援。【R5当初：532億円】
    - 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援。【R4補正：400億円、R5当初：70億円】
- ＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等

## ＜地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの制度概要＞

	事業期間	上限額補助率
<b>推進タイプ【先駆型】</b>	5年間	国費： 都道府県3.0億円 中枢中核都市2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2
<b>推進タイプ【横展開型】</b>	3年間	国費： 都道府県1.0億円 中枢中核都市0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2
<b>推進タイプ【Society5.0型】</b>	5年間	国費：3.0億円 補助率：1/2
<b>拠点整備タイプ</b>	当初予算：原則3年間 補正予算：単年度	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2

(注) 申請上限件数は以下の通り  
 ・推進タイプ 都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外  
 ・拠点整備タイプ 当初：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業、補正：上限なし

## ＜地方創生拠点整備タイプ・採択事例（R4補正分）＞

福島県伊達市

地方への人の流れ

高子駅周辺に多世代が交流可能な施設と移住希望者向けのお試し居住施設等を備えた全世代・全員活躍の拠点となる施設を民間事業者が整備することにより、伊達市版生涯活躍のまち構想を実現する。

伊達市と施設を整備する特定目的会社との間で、官民連携により事業を推進するための協定を締結し、民間事業者の整備費を補助する。

＜主なKPI＞

- ・多世代交流イベント参加者数
- ・お試し居住施設利用者数
- ・就業体験等に参加する学生数 等

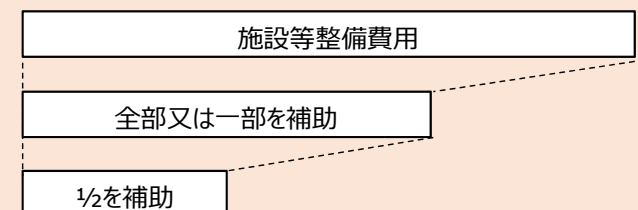
(事業名：伊達市高子駅北地区全世代・全員活躍のまち事業)

### （参考）地方創生拠点整備タイプにおける制度拡充

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



# 交流・居場所



# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

## ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度予算額 7,066百万円  
 (前年度 6,859百万円)  
 予算額



文部科学省

**背景・課題**

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R4時点：15,221校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

**経済財政運営と改革の基本方針2022**  
 (令和4年6月7日閣議決定)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組  
 (2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）

**地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速**するとともに、…（略）

### 事業内容

**【事業の概要】**

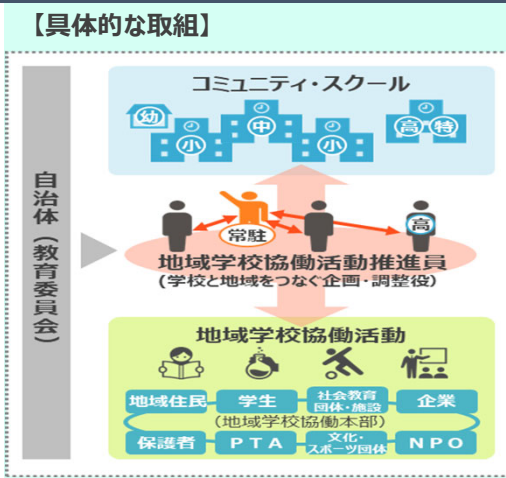
**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）**

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市

要件： ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること  
 ② 地域学校協働活動推進員を配置していること

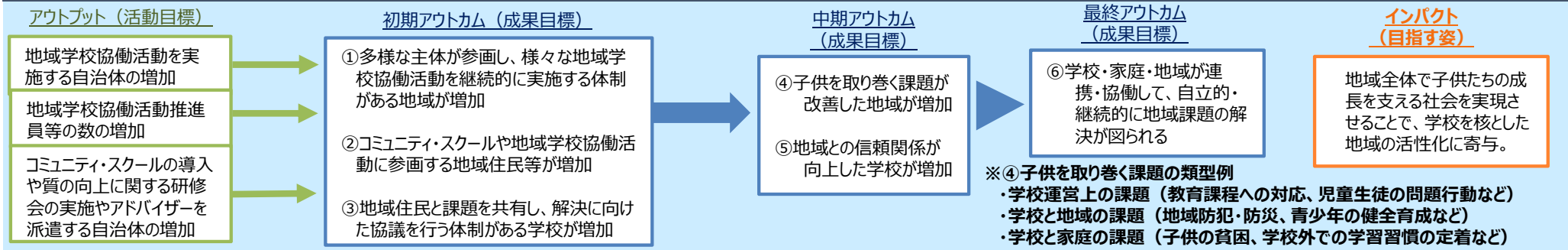
補助率等： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
 (10,000か所×約67万円（国庫補助）)

支援内容： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等



- ▶ **地域学校協働活動推進員の配置**  
 ○ 10,000か所（30,000人）  
 ※課題に対する効果的な取組等を評価し、推進員の追加配置や常駐化を可能とする。
- ▶ **地域学校協働活動の実施**  
 ① 学校の働き方改革に資する取組  
 ② 学習支援や体験・交流活動  
 →特に、**子供を取り巻く課題に対応するための活動を充実**
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**  
 ○ **CSアドバイザーの配置**（都道府県等）  
 ○ 研修の充実

### 事業のロジックモデル（令和4年度秋の年次公開検証（秋のレビュー）より）



**測定指標（KPI）**

- ① 地域学校協働本部がカバーしている公立学校の数
- ② コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の人数
- ③ コミュニティ・スクールを導入している公立学校の数
- ④ 各自治体の子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合
- ⑤ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合
- ⑥ 地域の子供の成長に貢献している実感がある住民の割合

▶ 各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施。  
 ▶ 国は、各自治体の成果を取りまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施。併せて、全国の好事例及び課題のある事例の共有を通して、各自治体の事業の改善に繋げる。

## 地域学校協働活動の事例

### 大人も子どもも共に育とう

～「幸ヶ谷共育倶楽部」による地域学校協働活動～ (神奈川県横浜市立幸ヶ谷小学校)

#### 活動概要・目的

- 「幸ヶ谷共育倶楽部」は、地域住民、保護者、教師を目指す学生等が教育支援ボランティアとして登録し、子どもたちの学習活動や学校の教育環境をサポートするネットワーク。
- 2009年に地域住民や保護者のサークル的な活動（ブックママ、クラブ活動のサポート等）を一つに組織化したのが始まり。
- 学習サポート部門、読書サポート部門、安全見守り部門、栽培緑化環境部門で構成。会員数約310人（2020年度）

#### 活動における工夫・ポイント

- 学校・地域コーディネーターが、学校のオーダーシートに従って効果的にボランティアを割り振り。
- 学習サポートでは、SNS（らくらく連絡網）を活用し、ボランティアへの連絡調整を円滑に実施し、教員の負担も軽減。
- 学校内に倶楽部の事務局を設け、コーディネーターと校長や教職員との情報交換を密に行えるようにしている。

#### 活動における成果

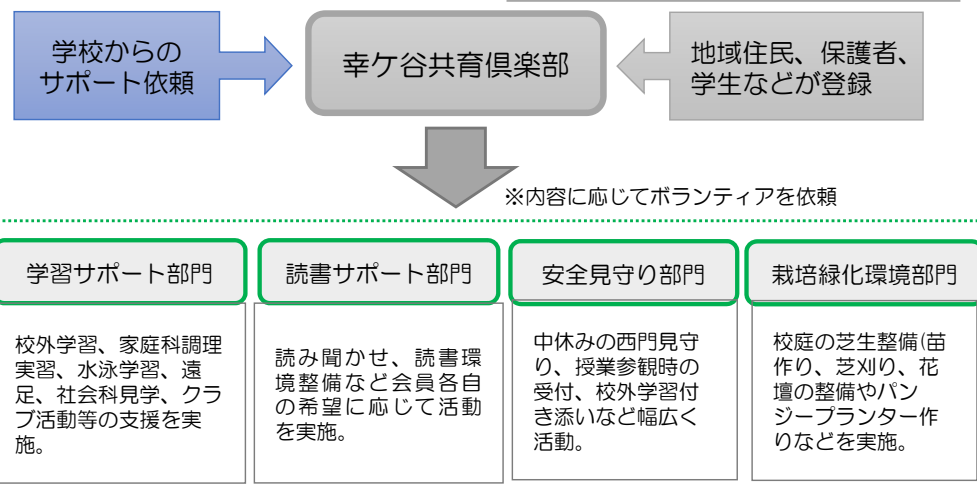
- 学校と連携・協働して年間を通して活動を実施し、2016年度の延べ参加人数は1,900人を超えるなど、地域住民や保護者が積極的に学校にかかわり、子どもたちの安全や学びを見守っている。
- 子どもが卒業した後もほとんどの人が会員を継続しており、大学生になってからボランティアメンバーとして戻ってくる卒業生もあり、幅広い地域住民による活動への参画の輪が広がっている。



**芝生メンテナンス**  
月1、2回程度、児童や教職員と共に芝生作業を行い、子どもたちを取り巻く学校環境向上のサポートを目指す。



**「ハッピー&スマイル・デー」**  
毎年2月第3土曜日、全校児童を対象に企業・NPO・地域住民などの方を講師に迎え学校と協働で行う、発達段階に合わせた体験プログラム。





# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）  
就労支援      見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

##### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が一属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

#### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づくりの  
実施体制

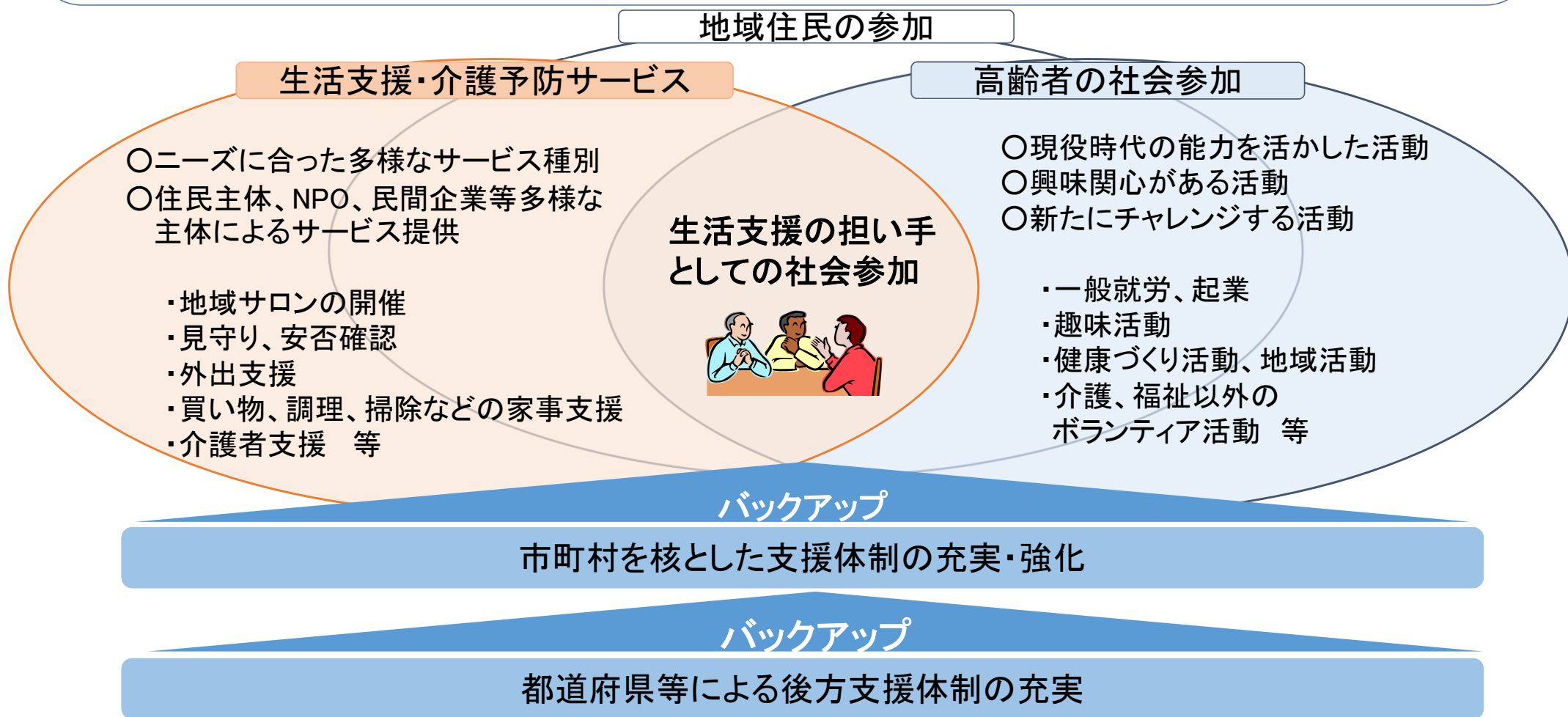
※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

# 活躍・しごと



# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



# 奈良県生駒市 —住民主体の通いの場の充実—

- 平成30年4月時点で総人口120,336人。うち、65歳以上高齢者人口32,628人(27.1%)、75歳以上高齢者人口14,830人(12.3%)。第7期第1号保険料5,200円。地域包括支援センターは委託で6カ所設置。
- 週1回開催の通いの場の創設について、かつては市民の負担が大きすぎるとの思いから、消極的。しかし、地域ケア会議や短期集中リハを効果的に実施する中で、状態が改善した高齢者が活躍できる場、「地域型」「広域型」「共生型」に整理した居場所づくりが必要との認識に。
- そこで、「手軽・気軽・身軽」を合言葉に、地域の関係者に必要性の理解を促す取組を開始し、通いの場を拡大。



## 介護予防の取組の特徴

### 意識の共有・動機付け

- 市の担当に加え、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、老人クラブ会員、自治会長、民生委員等、関係者皆で先進地を複数視察し、思いを共有して、取組に対する動機付けを行う。

### 地域と連携した普及啓発

- 老人クラブや住民の協力を得て、ボランティア養成講座の開催、啓発用DVD・チラシの作成などを行い、普及啓発に取り組む。

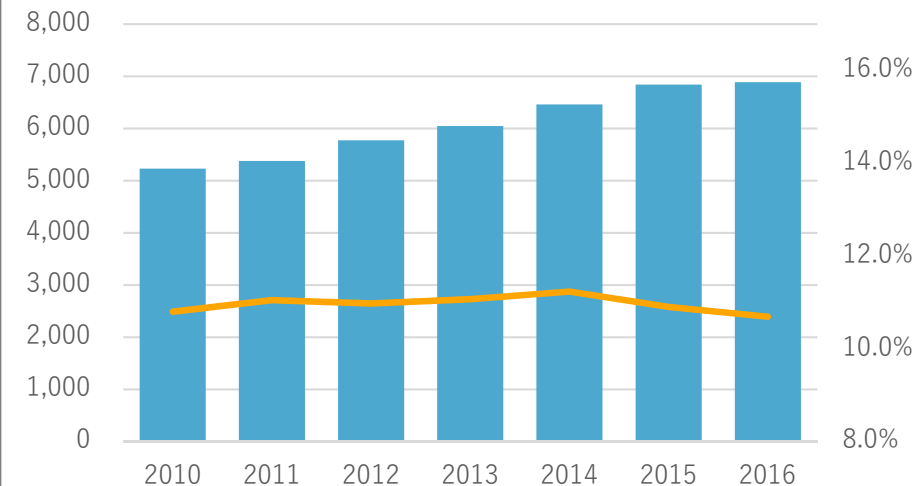
### 支援体制の強化

- 担当係を越え、課内の誰もが対応できるよう、研修を実施。また、生活支援コーディネーターと協議し、社会福祉協議会の職員への研修も行い、地域展開の体制を強化。

## 住民主体・地域運営の通いの場の増加

教室名	24年	27年	29年
わくわく教室	9	9	9
地域型のびのび教室	10	23	26
脳の若返り教室	2	7	7
高齢者サロン	35	40	45
ひまわりの集い	1	2	2
いきいき百歳体操	-	2	56
コグニサイズ教室	-	-	2
認知症カフェ	-	-	3
<b>合計</b>	<b>57</b>	<b>83</b>	<b>150</b>

介護費用額と要介護認定率の推移（生駒市）





## 互助を見つける | 参考事例

### 老人クラブ

(山梨県中央市、兵庫県養父市の例)

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。介護予防と相互の生活支援の観点から、生きがいや健康づくりを推進する。明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とした組織

#### ちょびっとお助け隊 (山梨県中央市)

- 草とり、ごみ出し、犬の散歩等、高齢者同士が協力し合う活動を実施。
- 会員のみならず会員外の方も気兼ねなく依頼できる料金体系にしており、交流も広がっている。



#### いどばた喫茶 (兵庫県養父市)

- 年間を通じた集いの活動として実施。
- 春の花見、クリスマスケーキを提供するなど季節感あるサービスを提供。
- 地区の人たちとの交流の場ともなっている。



### 協同組合 (愛知県豊明市の例)

同じ地域に住む人々や同じ職場に勤務する人々等が、生活の安定等のため、相互の助け合いにより自発的に組織する団体

#### コープあいち等

- 住民主体の支え合いの仕組みを創出するため、すでに長年支え合い活動を地域で実践してきた協同組合3団体と市が協議。
- これまで実践してきた支え合い活動を住民に見える形にし、住民の輪を広げることに取り組んでいる。

##### コープあいち



- ・ 購入品の無料配送
- ・ くらしたすけあいの会

##### JAあいち尾東農協



- ・ 地産地消の食堂
- ・ ミニデイ
- ・ けやきの会

##### 南医療生協



- ・ 空き家を改修した地域の集いの場

# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域に不足するサービスの創出</li><li>○ サービスの担い手の養成</li><li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係者間の情報共有</li><li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li></ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域がある。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
  - ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



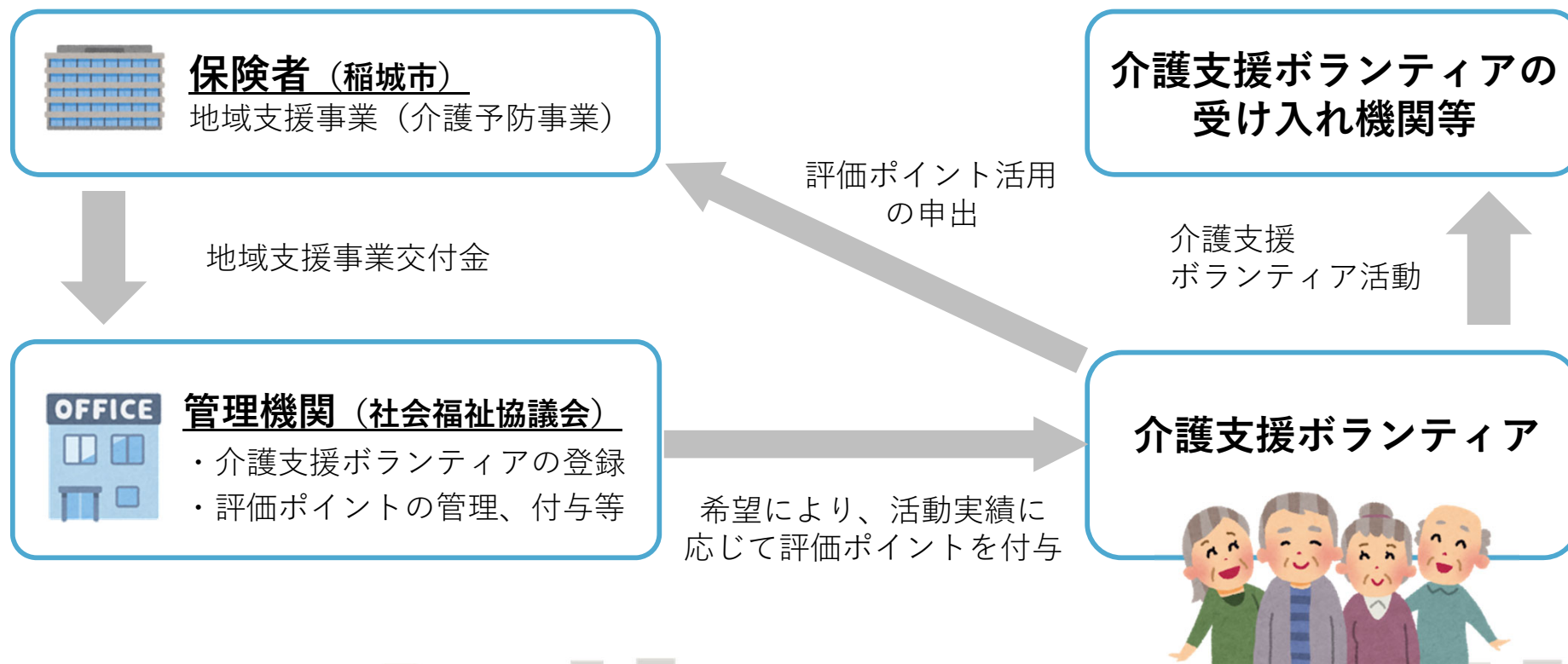
※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

# 介護支援ボランティア

介護予防等を目的として、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア等をした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換、換金等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る。（介護保険の地域支援事業等で、令和3年度641市町村まで拡大）。

## 介護支援ボランティア制度の実施イメージ（稲城市の例）

※稲城市ではポイントを、最大5,000円／年まで、事実上介護保険料軽減に充てられる





### 【目的】

町民（高齢男性）と医療・介護・保健福祉の専門職、アーティストらが協働で、高齢男性に多い課題の解決に取り組むことで、地域包括ケアシステムを強化し、誰もが最期までその人らしく暮らせるまちづくりを進める。

### 【ポイント】

- ひきこもりがちの高齢男性が、興味を持つようなネーミングやプログラムを工夫。
- 地域や人とつながりながら、取組が広がって持続していくようなしくみを模索。



### 【概要】

高齢男性は、介護や支援を要する状態になった時に、介護・予防サービスの利用を好まず、家に閉じこもったり家族に依存してしまったりするケースが報告されている。そういった課題の解決に向け、当事者らである60～80代の、「ちよいワルじいさん」たちが集まり、さまざまな取組を進めている。

### ちよいワルじいさん 作戦会議

町のどこかに「じいさんの楽園」を作っていこうという、一見ふざけているようでかなり真面目なプロジェクト。



高齢男性を連れ出すための演劇ワークショップ

元気な高齢男性向け事業は？

バーと間違える デイサービス

高齢バンドの野外ライブ

地域とつながるセミナー

ボランティア活動、地域包括ケアの現場で活躍する専門職のセミナー、アーティストによるワークショップなどの内容。医師・保健師・看護師等を目指す学生が対象。

介護や支援が必要な男性は？

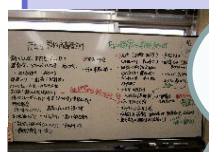
介助付き温泉日帰り旅行「ちよいワルの旅」



東京大学大学院医学系研究科 医学教育国際研究センターの孫講師の協力を得て、C B P Rの枠組みに基づく

学術研究 (成果・課題)

アクションリサーチを行い、学術研究とすることで、成果や課題を明らかにしていく。





# 多機関協働事業の事例（多機関の中核を担う役割）

## 福井県坂井市

### 基本データ

人口：91,638人  
世帯数：31,777世帯  
高齢化率：27.7%  
面積：209.67km<sup>2</sup>  
小学校区：19  
中学校区：5

平成31年4月1日時点



### 課題

- モデル実施以前に、生活保護事業・生活困窮事業を中心にワンストップ窓口を新設したところ、主訴が明確でない相談がワンストップ窓口に集中するようになった。
- 経済的な課題以外にも問題を抱えているケースが多く、障害、高齢などの各分野機関の業務との役割分担が不明確で、責任の所在があいまいとなっていた。

### 取組内容

・モデル事業を通じ、相談支援包括化推進員の役割を整理するため、学識経験者・相談機関・行政（高齢・障害・子ども・生活困窮）で検討会を開催。「相談支援包括化推進員の役割は、単独の分野だけでは対応が困難な難しい場合に、庁内や既存の相談機関との調整を担う者」として、直接相談対応は行わず、関係機関からの相談を受け付け「多機関による相談支援包括化個別会議（さかまる会議）」のコーディネーターと位置づける。

### 効果

・庁内担当課や分野別相談機関が、複合課題を分野別に支援するのではなく、相談支援包括化推進員が、各相談支援機関を孤立させないために各相談支援機関の同士の潤滑油として調整するため、各機関が同一の認識のもと、役割を分担しながら責任をもって関わる市全体チームとしての体制づくりの一助となっている。



さかまる会議（相談支援包括化推進個別会議）

相談支援包括化推進員  
（さかまる会議のコーディネーターとして位置づける）

- 【役割】 関係機関同士の情報共有とチームによる支援方針及び役割分担の決定の場（対象者は限定しない）
- 【回数】 2回/月
- 【構成】 各相談支援機関、各相談支援機関の所管課、関係課（教育、市営住宅、水道など）、社協

（支援事例）80・50・20世帯  
A機関が他機関と個別に連携しながら関わるも3年間状況が変わらない状況。担当相談員は行き詰まりを感じていた。

相談支援包括化推進員がA機関から相談を受付  
・関係機関すべてを集めてさかまる会議を開催。

相談支援包括化推進員が司会進行。  
関係機関が有する情報をそれぞれ持ち寄り、共有しながら世帯全体の支援方針を決定。

（A機関の相談員の声）  
さかまる会議以前は、各機関と個別にやりとりしていたので、世帯全体をみる場面が作りにくかった、さかまる会議では「世帯全体についてどこまで支援するか」という方針を関係機関共有認識を持たせた。

# コーディネート機能を活用した地域づくりの事例（岡山市）

地域づくりの拠点の一つである公民館の職員と支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネートするため、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。

## 取組の概要

- 岡山市では公民館がESD（持続可能な開発のための教育）や市民と協働した取組を推進し、**地域づくりの拠点の一つとして重要な役割を担うとともに、公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援。**
- このため、支え合い推進員が活動するにあたって、**公民館をはじめとした関係課・関係機関の協議の場を全庁、地域単位でそれぞれ設け、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。**

## 取組における工夫・ポイント

- 保健福祉の上位計画である**地域共生社会推進計画**と**公民館基本方針**において、それぞれ**連携を位置づけ、地域づくりを推進。**
- 関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、小・中学校地区レベルでは、**公民館職員、保健福祉関係職員で構成する地域づくり支援ネットワーク**を立ち上げ、**情報共有や今後の進め方を協議。**（概ね1カ月に1回開催）
- 支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを**地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を協働で実施。**

## 取組の成果

- 支え合い推進員や公民館職員等が連携して地域づくりを行うことで、**地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与。**

### 【とみやま助け合い隊の結成】

公民館職員、支え合い推進員、地域住民等が参加する「小地域ケア会議」で地域ニーズを整理したことをきっかけに、地域住民が困りごと支援をする「とみやま助け合い隊」を結成。公民館職員が後方支援しながら、地域住民が公民館でサポーター研修を開催し、担い手を育成。

支援例：ゴミ出し、パソコンの設置・操作、草取り、病院等への付き添い等

### 【地域を支え合う協議体、チーム大元の結成】

公民館、支え合い推進員等がチームで地域のキーパーソンとの関係づくりを行うことで、地域住民が主体的に支え合いを考える協議体を設置

行政が一歩化しており、本気度を感じた。住民もできることをしていきたい。

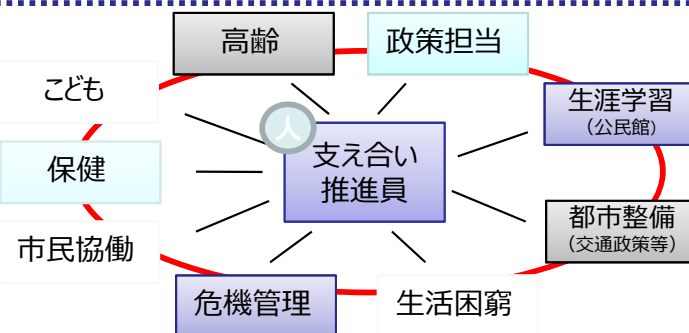


## 実施体制

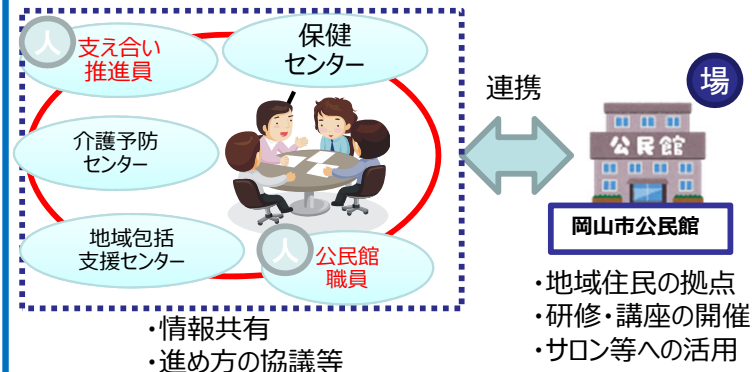
1. 計画レベルの連携（計画での位置付け）



2. 関係課・機関の長と担当者との連携会議



3. 現場レベルの連携（地域づくり支援ネットワークと公民館連携）



# 「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制（東京都世田谷区）

## 自治体概要※

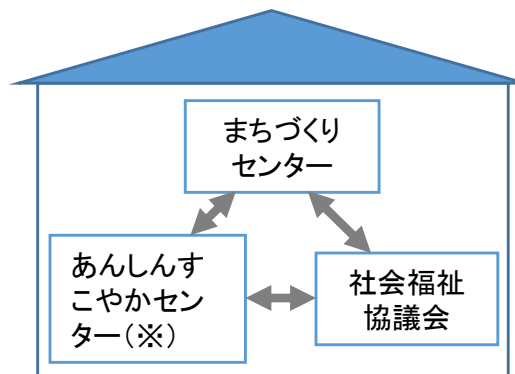
人口 916,592  
面積 58.05km<sup>2</sup>  
小学校数\* 62  
中学校数\* 31

※2019年10月1日現在  
\* 区立のみ

- 地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。
- 三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

## ◎まちづくりセンターでの三者の一体整備

- 区内28か所(日常生活圏域毎)のまちづくりセンター(地域活動の支援)と、あんしんすこやかセンター(※地域包括支援センター)、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター等)の一体整備を推進し、三者の連携を強化。
- 三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、
  - ① 身近な地区で福祉の相談を受ける仕組みづくり
  - ② 身近な地域で支え合う活動の創出やネットワークづくりに取り組み、地域の課題を地域の力で解決していく。



三者の一体整備  
(上馬まちづくりセンター)

## ◎三者連携会議

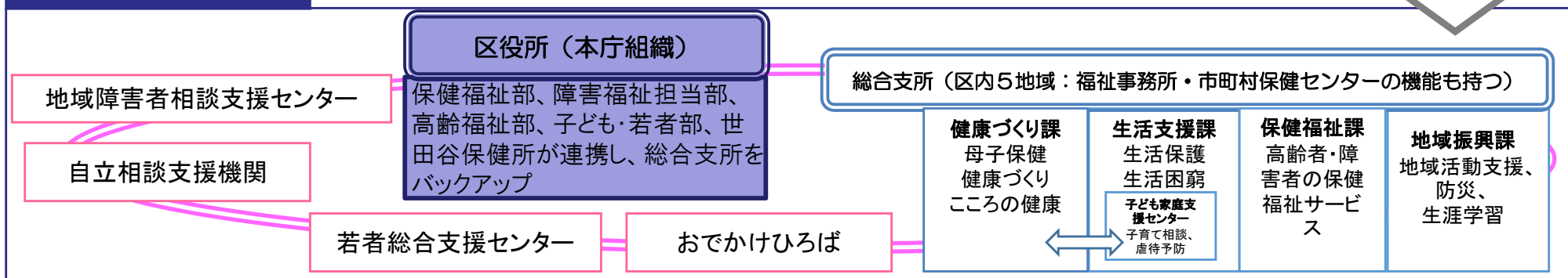
- 三者の運営や地区活動等に関する情報の共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

## ◎地区アセスメント

- 地区の社会資源、住民ニーズ、生活課題の把握とそれに基づく取組を検討・実施



## 区レベルでの取組



作成: 厚生労働省



# 『福祉なんでも相談窓口』の設置による共生の地域づくり（山口県宇部市）

自治体概要※  
 人口 166,023  
 面積 286.65km<sup>2</sup>  
 小学校数 24  
 中学校数 12

- 地域の6圏域に設置している地域包括支援センター（10か所）・障害者相談支援事業所（3か所）、宇部市社会福祉協議会それぞれを『福祉なんでも相談窓口』として位置づけ、子どもから高齢者までの複合的な相談を受け止め、関係機関とともに解決するとともに、個別の事例から把握した地域課題を地域住民とともに解決を図っていく仕組みづくりを行う。

## ◎『福祉なんでも相談窓口』の設置（福祉なんでも相談員の配置）

- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を子どもから高齢者までの相談を受け止める総合相談窓口として機能の拡充を図る。
- 福祉なんでも相談員を14カ所に配置し、複合的な問題をかかえるケースの支援を関連機関と共に行う。

## ◎新たな担い手の育成

- 地域活動を通じて、地域の新たな担い手の育成を行う。子どもから高齢者まで集えるご近所ふれあいサロンの担い手の発掘や福祉委員の育成等を行う。

## ◎地域支え合いのしくみづくり

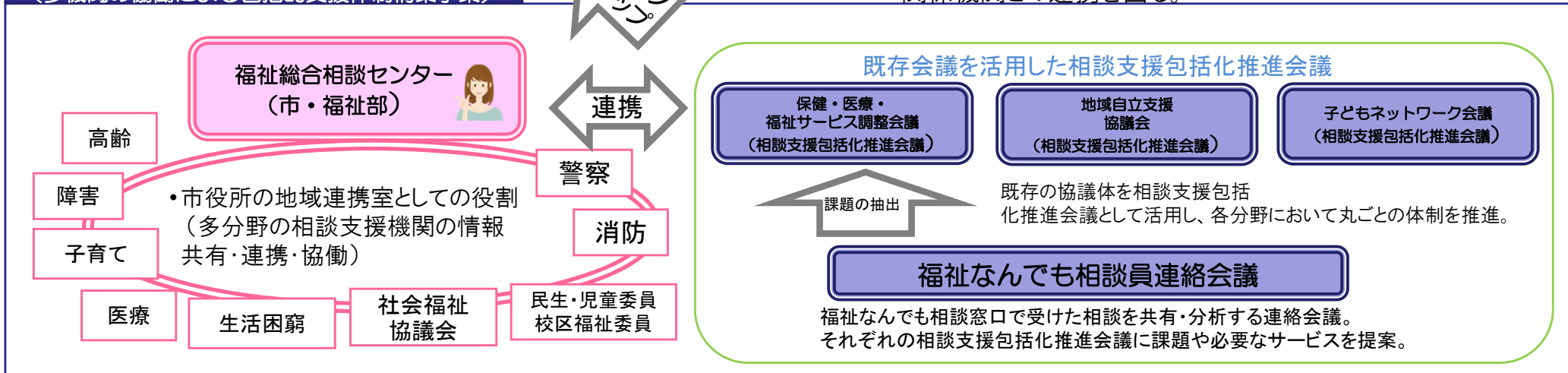
- 地域支え合い会議（地域住民、支援者、社会福祉法人、宇部市社会福祉協議会、行政等で構成）を活用し、分野や世代を超えて支え合うために地域の状況や潜在ニーズを把握し、課題の解決に向けた資源の開発（買い物支援、地域内交通、有償助け合い活動）等に取り組む。



## ◎地域関係機関とのネットワークの構築

- 個別の事例への対応や地域支え合い会議等を通じ、関係機関との連携を図る。

市レベルでの取組  
 （多機関の協働による包括的支援体制構築事業）



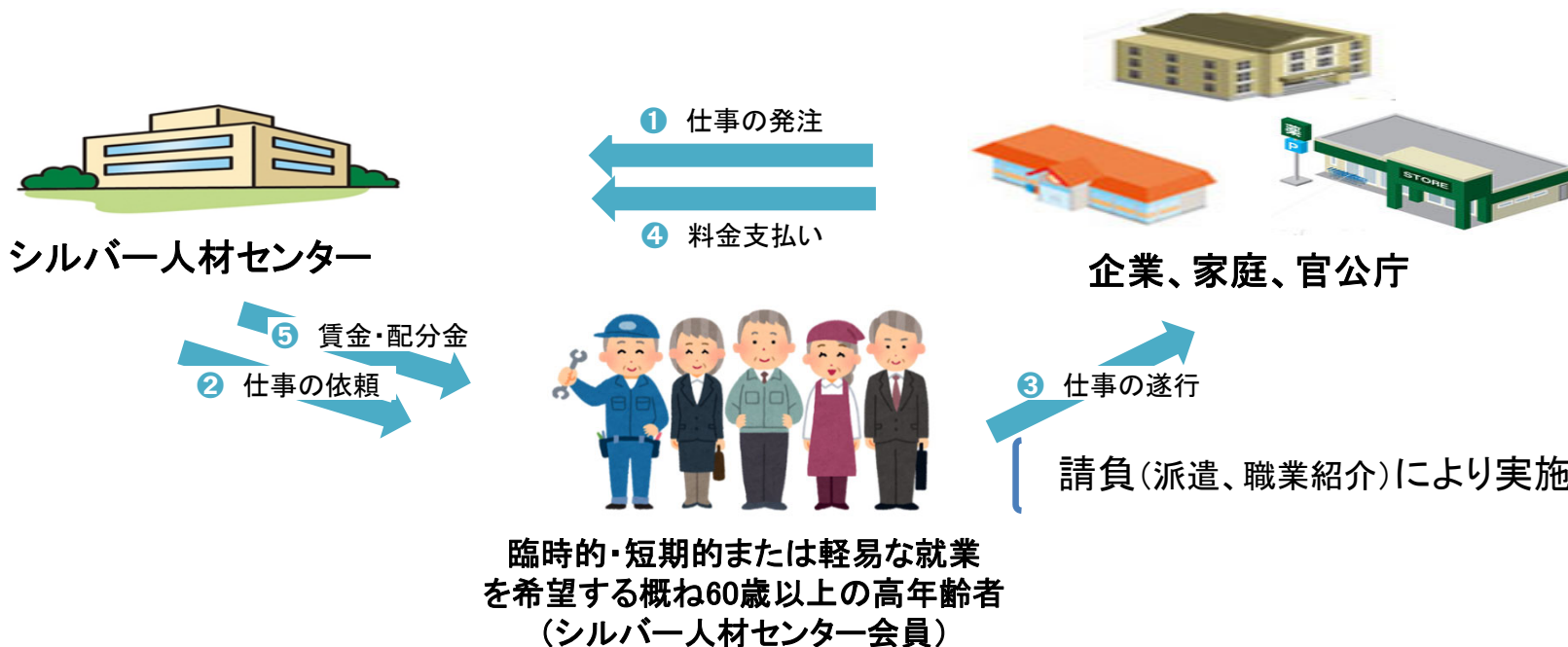
作成：厚生労働省

# シルバー人材センター事業（概要）

臨時的・短期的または軽易な就業(\*)を希望する高年齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供

## ○ シルバー人材センターの概要(令和3年度)

団体数1,307団体、会員数68.7万人(男性45.3万人・女性23.4万人)、平均年齢74.1歳、月平均収入3.8万円



地域の経済・社会の維持・発展 など

企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

## ○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット等への派遣、  
福祉・家事援助サービスや清掃、自転車置き場管理、公園管理、植木剪定 など

\* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業



## シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和（高齢法関係）

## 改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センター等の取り扱う業務の要件を緩和する。

## 現行の内容

シルバー人材センターの取り扱う業務は、**「臨時的・短期的」（概ね月10日程度まで）又は「軽易な業務」（概ね週20時間まで）に限定**されている。

## 改正の内容【平成28年4月1日施行】

- シルバー人材センターの業務のうち、**派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能**とする。
- 要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。
  - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、**高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（※1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能**とすること。
  - ・ 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ**地域の関係者（※2）の意見を聴取**するとともに、**厚生労働大臣に協議**すること。
  - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める**基準に適合しなくなったときは、指定を取り消す**こと。

※1 次の2つの基準を規定。要件緩和を行う市町村の区域において、①指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者の利益を不当に害することがないと認められること。②他の労働者の雇用の機会や労働条件に著しい影響を与えないと認められること。

※2 次の関係者を規定。①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

# 高年齢雇用継続給付の概要

## 給付金の種類と額

### ① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

### ② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

## 給付額

### 60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和7年度以降は10%）

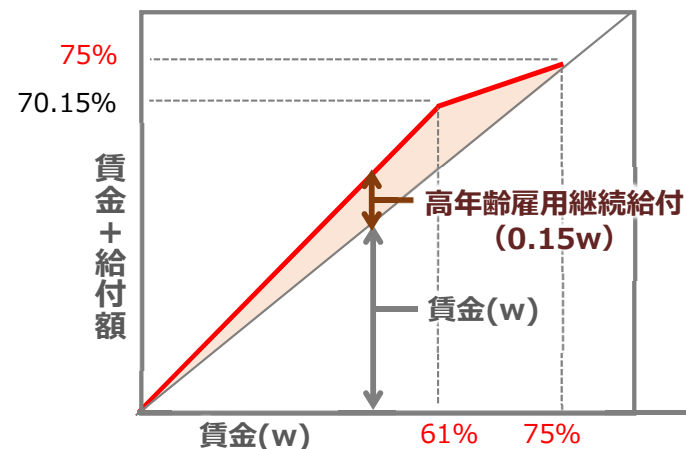
※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%（令和7年度以降は70.4%）を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額36万4595円（令和4年8月1日～）を超える場合、超える額を減額

## 支給期間

### 65歳に達するまでの期間

※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

# 生涯現役地域づくり環境整備事業の概要

## 1 事業の目的

- 令和3年4月施行の改正高齢法により、65歳までの雇用確保措置の義務を上回る70歳までの「就業確保措置」が努力義務となるなど人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図る必要がある。
- 企業内での雇用のほか、高齢者のニーズに応じ地域において高齢者が活躍できる多様な雇用・就業機会を創出し、多様な働く場を整備していく取組を促進するため、地域で既に定着している地域づくりの取組との連携の一層の緊密化を図り、地域ニーズを踏まえた高齢者の働く場の創出の取組が持続していくことが可能なモデルづくりや他の地域への展開を推進する事業を実施することとする。

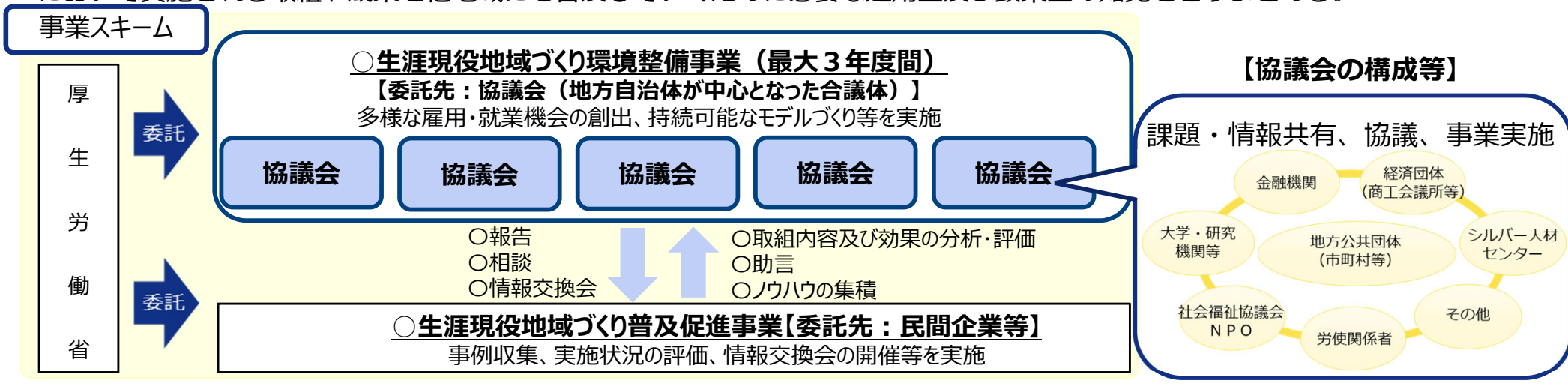
## 2 事業の概要

### (1) 多様な雇用・就業機会の創出、持続可能なモデルづくり等（生涯現役地域づくり環境整備事業）【委託事業】

- 地域福祉や地方創生等において形成された地域づくりの既存プラットフォーム機能に高齢者等への就労支援の機能を付加する仕組みの実証等を通じて、地域の産業・人口構造によって異なる高齢期の就業ニーズをきめ細やかに捉えた多様な雇用・就業機会を創出し、地域の関係機関のネットワークにより高齢者の活躍が地域課題の解決につながる好循環を生み出す取組を展開するとともに、試行的に民間等からの資金調達に取り組むことにより、事業終了後も各地域における取組が持続可能なモデルづくりを行う。

### (2) 事例収集、実施状況の評価、情報交換会の開催等（生涯現役地域づくり普及促進事業）【委託事業】

- 環境整備事業の取組が効果的なものとなるよう、環境整備事業を受託する各協議会へ伴走型の支援を行うとともに、環境整備事業において実施される取組や成果を他地域にも普及していくために必要な運用上及び政策上の知見をとりまとめる。



# 大学等における履修証明（certificate）制度の概要

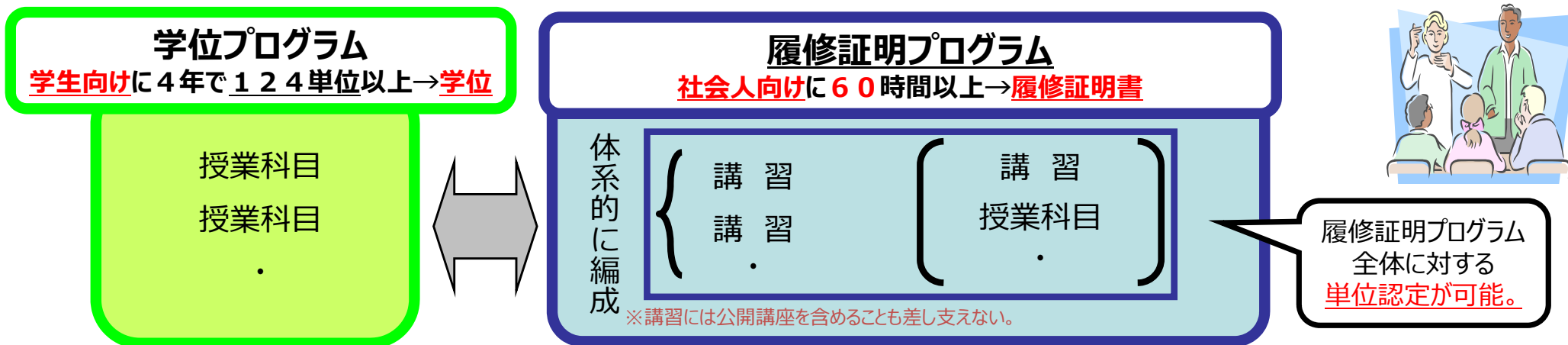
## 趣旨

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

## 制度の概要

- **対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
  - **内容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
  - **期間**：目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で各大学等において設定
  - **証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
  - **質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
- ※履修証明プログラム全体に対する**単位授与を可能とし、大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用できる**

教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な**社会貢献**





## 立教大学「立教セカンドステージ大学」

- 50歳以上のシニアのために、人文学的教養の修得を基礎とし、「学び直し」と「再チャレンジ」のサポート。
- 立教建学の精神に基づきリベラルアーツ（教養教育）の重視と、学外からも高い評価を得ている全学共通カリキュラムや先駆的な社会人大学院で培った経験を踏まえ、シニアの人たちがセカンドステージの生き方を自らデザインする、というコンセプトが設計の原点。
- 単に市民に大学を開放するだけでなく、シニアの人たちが集い、人と人のネットワーク、地域や社会とのネットワークを形成し、仕事や多様な社会参加の担い手として、セカンドステージに踏み出すための新しいキャンパスの創造と位置付けている。



## 園田学園女子大学「シニア専修コース」

- 公開講座の発展型である3年制の専門コース。
- 文学歴史学科、国際文化学科、情報学科に分かれ、専門的な内容まで幅広く学ぶ。
- 卒業後は研究生として、興味のある科目を継続して学ぶことも可能。

※各大学のHPを元に文部科学省において作成。



# 住まい



# サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により創設  
(平成23年4月公布・同年10月施行)

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

## 【登録基準】

<b>ハード</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>床面積は原則25㎡以上</u></li> <li>○<u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u></li> <li>○<u>バリアフリー構造であること</u>(廊下幅、段差解消、手すり設置)</li> </ul>
<b>サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>必須サービス:状況把握サービス・生活相談サービス</u></li> <li>※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助</li> </ul>
<b>契約内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること</li> <li>○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等</li> </ul>

## 【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 等

## 【登録状況(5.3末時点)】

戸数	282,426戸
棟数	8,207棟

### 【併設施設】

診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など

## サービス付き高齢者向け住宅



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

# サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

**下線部**は令和5年度拡充、延長等

参考  
施策

予算

## 《スマートウェルネス住宅等推進事業：令和5年度予算案 183.1億円》

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。補助期間は令和7年度まで。

＜対象＞ 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等

＜補助率等＞ 住宅：新築 1/10（上限 70〔令和2年度までは90〕・120・135万円/戸）※1

改修 1/3（上限195〔 〃 180〕万円/戸等）

既設改修※2 1/3（上限 10・35万円/戸）

高齢者生活支援施設：新築 1/10、改修・既設改修※3 1/3（上限 1,000万円/施設）

※1 床面積等に応じて設定（ZEHレベルの整備の場合は1.2倍）、 ※2 IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、止水板設置等工事 等

※3 地域交流施設等の整備

税制

## 《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の改正案》

固定資産税	に	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内	令和7年3月31日までに 取得等した場合に適用
		において市町村が条例で定める割合を軽減	
不動産取得税		（家屋）課税標準から1,200万円控除/戸	
		（土地）家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額	

融資

## 《（独）住宅金融支援機構が実施》

○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け

○住宅融資保険の対象とすることによる支援

民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型住宅ローン（死亡時一括償還型融資）に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援

# サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

令和5年度予算:スマートウェルネス  
住宅等推進事業183.1億円の内数

災害リスクへの対応の観点から、サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対する支援の見直し

## 要件

- ① 高齢者住まい法に基づく登録を受けたサ高住を供給すること
- ② 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額(11.2~24.0万円/月)以下とすること
- ③ 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失ないように定められていること
- ④ 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- ⑤ 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- ⑥ 事業に要する資金調達が確実であること
- ⑦ 市町村のまちづくり方針と整合していること
- ⑧ 地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格者)を受け入れること
- ⑨ 新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に原則該当しないこと
- ⑩ **「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別計画区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものに原則該当しないこと**
- ⑪ 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- ⑫ 情報提供システムの運営情報の提供、更新を行うこと
- ⑬ サ高住運営事業者が尊寿すべき事項として国が明示した内容を尊寿する先生を行い、その旨を情報提供システムに開示すること
- ⑭ 原則として省エネ基準に適合すること
- ⑮ 市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施すること



学校を改修して整備した事例



地域交流施設のイメージ

## 補助内容の概要

下線部等は令和5年度から見直した内容

住宅		補助率	補助対象・限度額 (※1)
新築	床面積30㎡以上 (かつ一定の設備完備)	1 / 1 0 (※4)	135万円/戸 (※2, 3)
	床面積25㎡以上		120万円/戸 (※3)
	床面積25㎡未満		70万円/戸 (※3)
改修		1 / 3	195万円/戸 (※5, 6)
既設改修		1 / 3	(※7)

- ※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
- ※2 住棟の全住戸数の2割を上限に適用し、住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸。
- ※3 ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする。
- ※4 ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。
- ※5 改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改良に係る費用、エレベーターの設置に係る費用、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用、調査設計計画に係る費用(既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る)に限る。
- ※6 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける、④省エネ性能の向上のための構造・設備の改良を行うのいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
- ※7 既設改修は、IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る費用(限度額10万円/戸)、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に係る費用(限度額150万円/戸)、止水板設置等の整備に係る費用(35万円/棟)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改修に係る費用(35万円/戸)、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用に限る。

## 高齢者生活支援施設

	補助率	限度額
改修・既設改修 (※1)	1 / 3	1,000万円/施設
新築 (※2)	1 / 1 0	

- ※1 既設改修の場合において、地域交流施設等の整備を補助対象に追加する。
- ※2 介護関連施設等の整備は補助対象外。

## 再エネ等設備(※)

	補助率	限度額
太陽光パネル・蓄電池	1 / 1 0	合わせて4万円/戸
太陽熱温水器		2万円/戸

※ 以下の要件を満たす場合を補助対象とする。

- ・全量自家消費であること
- ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること
- ・やむを得ない場合を除き、災害時に地域住民へ電源を提供すること



## サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

## 固定資産税

適用期限  
令和7年3月31日まで

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減 (一般新築特例は1/2軽減)

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わがまち特例)を導入

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上160㎡以下/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上280㎡以下/戸)
  - ② 戸数: 10戸以上
  - ③ 補助: 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
  - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

## 不動産取得税

適用期限  
令和7年3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸 (一般新築特例と同じ)

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除 (一般新築特例と同じ)

ア : 4万5,000円(150万円×3%)

イ : 土地の評価額/㎡×1/2(特例負担調整措置)×家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上160㎡以下/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上240㎡以下/戸)
  - ② 戸数: 10戸以上
  - ③ 補助: 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
  - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

# (独)住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等

## サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受ける賃貸住宅の建設に必要な資金、当該賃貸住宅に係る改良に必要な資金又は当該賃貸住宅とすることを目的とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付ける。

【例：サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金に係る主な融資条件等】

対象住宅	<p>次の(1)～(6)の全てに該当する賃貸住宅</p> <p>(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」としての登録を受ける賃貸住宅(賃貸借契約による住宅に限る)であること(借入期間中は、5年ごとの登録の更新を行うこと)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する性能を有する住宅であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 断熱等性能等級3以上</li> <li>② 一次エネルギー消費量等級4以上</li> <li>③ 建築物エネルギー消費性能基準</li> </ul> <p>(3) 融資対象となる賃貸住宅部分の延べ面積が200㎡以上であること</p> <p>(4) 敷地面積が165㎡以上であること</p> <p>(5) その他機構が定める技術基準に適合すること</p> <p>(6) サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る補助金の交付決定を受けていること</p> <p><small>※土砂災害特別警戒区域内での建設については融資の対象外 令和4年10月の借入申込受付分より、浸水被害防止区域内での建設について融資の対象から除外</small></p>
借入額	借入れの対象となる事業費の100%以内(10万円単位)
借入金利	35年固定金利 または 15年固定金利
返済方法	元利均等毎月払い または 元金均等毎月払い
返済期間	35年以内(1年単位) ※当初1年間の元金据置可(返済期間内)

## サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る住宅融資保険の付保

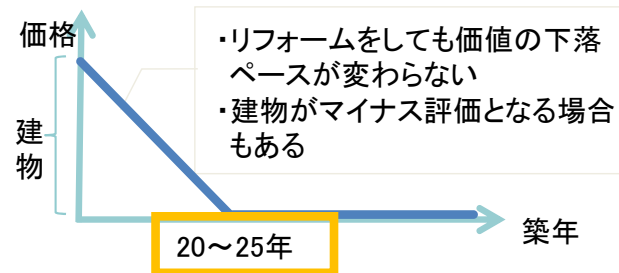
サービス付き高齢者向け住宅への入居を促進するため、民間金融機関によるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージを住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の対象としている。償還方法は、①毎月利息のみ返済、死亡時に元金を一括返済、②死亡時に元利金を一括返済、のいずれかによる。



# 既存住宅流通の活性化に向けた取組 既存住宅の建物評価手法の改善

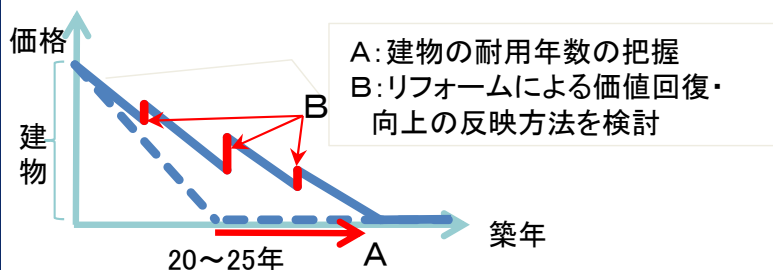
## 既存戸建て住宅の建物評価の現状・課題

流通市場において、木造戸建て住宅が一律に経年減価し、築20～25年程度で市場価値がゼロとなる慣行が存在。



## 木造戸建て住宅の建物評価改善の方向性

住宅の性能や維持管理の状態など、個別の住宅の状態に応じて適切に評価。



### ■ 中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針(H26.3)

- ① 建物を基礎・躯体部分と内外装・設備部分に区分
- ② 基礎・躯体は性能に応じて20年より長い耐用年数を設定  
例：長期優良住宅：100年超、住宅性能表示劣化対策等級3：75～90年等
- ③ 適切な内外装・設備の補修等を行えば、価値が回復・向上

## 建物評価改善の市場への定着に向けた取組

### ◆ 不動産鑑定評価の実務への反映

平成27年7月に、「既存戸建て住宅の評価に関する留意点」を策定

### ◆ 宅地建物取引業者の査定への反映

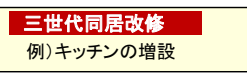
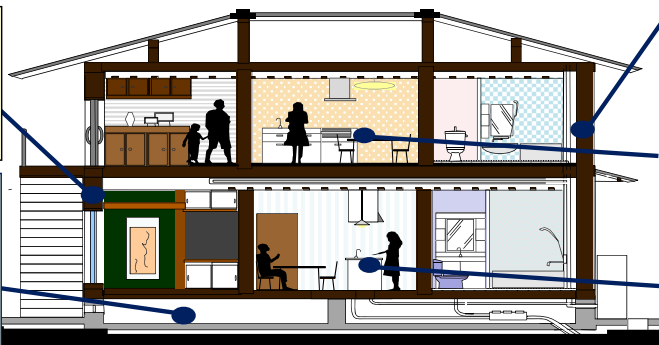
平成27年7月に、宅建業者が値付けのための査定に用いる「既存住宅価格査定マニュアル」を改訂

# 既存住宅流通の活性化に向けた取組 的確なリフォームの推進

## 長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、**既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う。** 【補助率】1/3 【限度額】100万円/戸 等

- インスペクションの実施 ○維持保全計画・履歴・長期修繕計画の作成 ○性能向上等
- 三世帯同居改修 ○子育て世帯向け改修 ○防災性・レジリエンス性向上改修
  - ・耐震性
  - ・劣化対策
  - ・省エネルギー性
  - ・維持管理・更新の容易性
  - ・バリアフリー性
  - ・可変性



## 住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保や消費者への情報提供を行うなど、**一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体(※)を国が登録する制度を創設(H26.9～)**。住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。  
※16団体が登録(R4.3.31現在)

ロゴマーク(商標登録済)



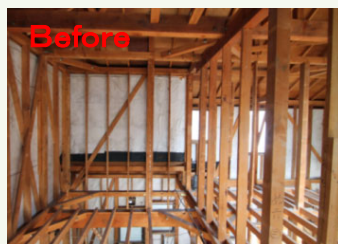
## 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置

**買取再販(※)で扱われる住宅の取得について、以下の税制特例措置を創設。**

※事業者が既存住宅を一旦買い取り、性能・質の向上を図るための一定のリフォームを行い、消費者に販売すること

○買取再販事業者に課される不動産取得税の減額  
(適用期間:H27.4.1～R7.3.31)

○買主に課される登録免許税の軽減  
(適用期間:H26.4.1～R6.3.31)



売主



事業者



買主

不動産取得税の軽減

登録免許税の軽減

リフォーム工事  
(耐震・省エネ・バリアフリー・水回り等の一定のリフォーム)





住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、住宅の省エネ改修等に係る支援メニューを見直し、設計・改修パッケージ補助を創設する。

省エネ診断

【補助率】民間実施：国 1 / 3 公共実施：国 1 / 2

創設

定額方式

■ 交付対象

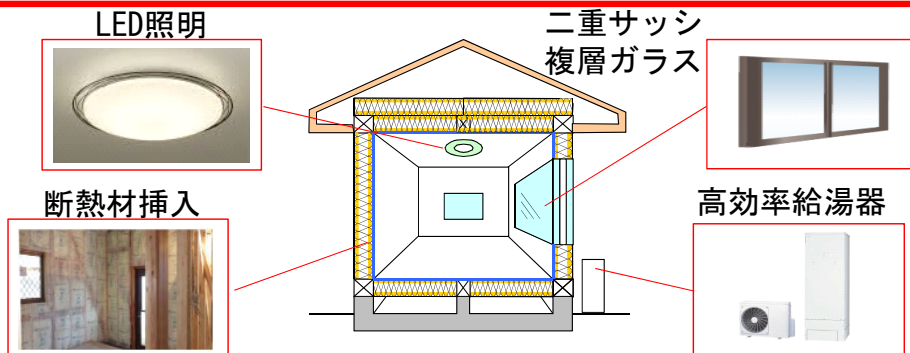
省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）。
- ※ 令和6年度末までに着手したものであって、改修（部分改修を含む）による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

■ 補助額

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

建物の種類	補助額
戸建住宅・共同住宅	350,000円/戸 (※交付対象費用の4割を限度)



【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

廃止\*

補助率方式

省エネ設計等

【補助率】民間実施：国 1 / 3  
公共実施：国 1 / 2

省エネ改修(建替えを含む)

【補助率】  
民間実施：国 戸建住宅等 11.5%、マンション 1 / 6  
公共実施：国 11.5%

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事  
※ 対象となる省エネ改修(建替えを含む)の要件については、定額方式の対象となる工事と同様。

■ 補助限度額 (国の補助額 (補助率11.5%の場合))

建物の種類	補助限度額
戸建住宅	512,700円/戸 (※の場合180,000円/戸を加算)
共同住宅	2,500円/m <sup>2</sup> (※の場合 1,500円/m <sup>2</sup> を加算)

※ZEH化に対応するための構造補強を省エネ改修と併せて行う場合

\* 令和4年度に全体設計承認を受けたものは、引き続き補助率方式も適用可能

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、住宅の省エネ改修等に係る支援メニューを見直し、設計・改修パッケージ補助を創設する。

### 住宅

#### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/2

#### 創設

#### 定額方式

#### ■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。

#### ■ 交付額 (国と地方が補助する場合)

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
300,000円/戸 交付対象費用の4割を限度	700,000円/戸 交付対象費用の8割を限度

\* 令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体は、社会資本総合整備計画に定める事業期間の間は、引き続き補助率方式も適用可能

※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

#### 廃止\*

#### 補助率方式

#### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/2

#### 省エネ改修(建替えを含む)

#### ■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

※ 対象となる省エネ改修(建替えを含む)の要件については、定額方式の対象となる工事と同様。

#### ■ 交付率、補助率

民間実施:国と地方で、マンション1/3、その他23%  
公共実施:国11.5%

#### ■ 補助限度額 (国と地方が交付率23%で補助する場合)

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸 (※の場合360,000円/戸を加算)
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡ (※の場合3,000円/㎡を加算)

※ZEH化に対応するための構造補強を省エネ改修と併せて行う場合

### 建築物

#### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

#### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

#### 省エネ改修(建替えを含む)

#### ■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

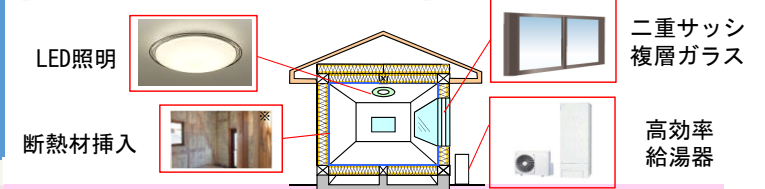
#### ■ 交付率

民間実施:国と地方の合計で23%  
公共実施:国11.5%

#### ■ 補助限度額 (国と地方が交付率23%で補助する場合)

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡

#### 【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



# 建物状況調査（インスペクション）の活用促進

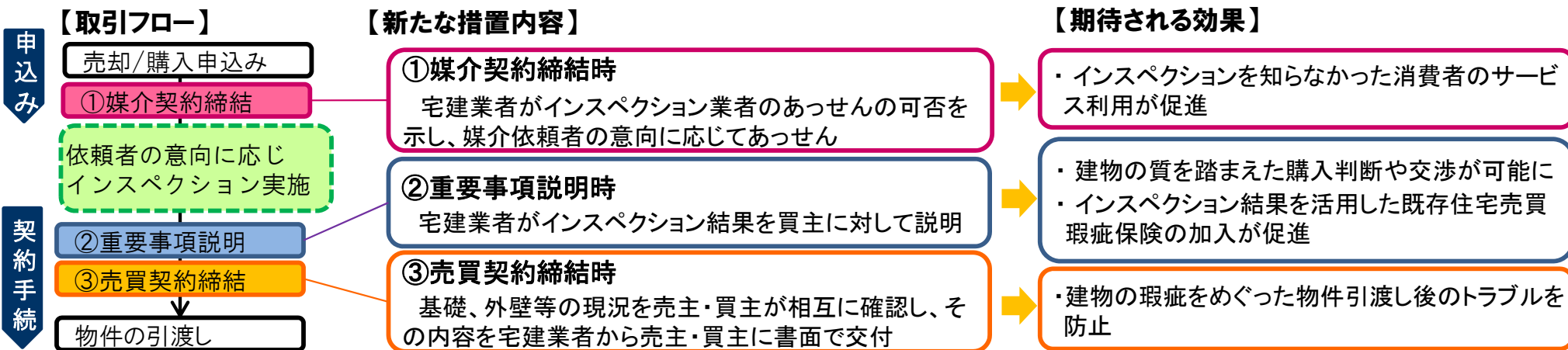
## 既存住宅状況調査方法基準の策定と既存住宅状況調査技術者講習制度の創設

- 既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法等（構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の調査・耐震性に関する書類の確認）を規定した既存住宅状況調査方法基準を策定。
- 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）は調査方法基準に従って適正に調査を実施。

## 宅地建物取引業法の改正

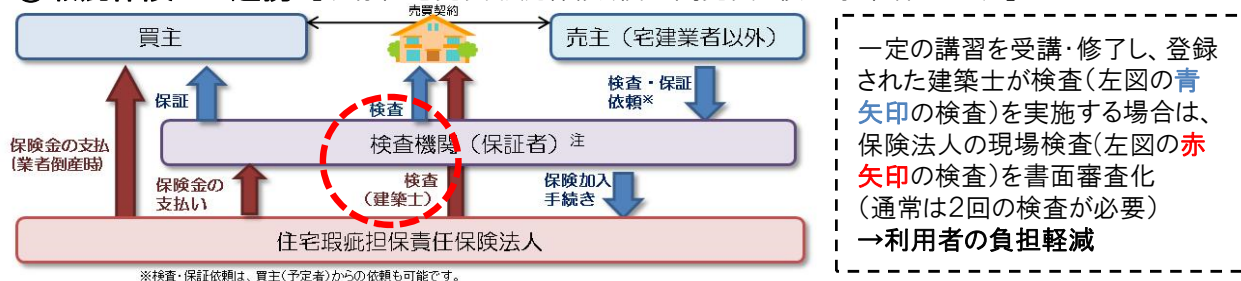
平成30年4月1日施行

売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備するため、宅建業者が建物状況調査（インスペクション）の活用を促進。建物状況調査は既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が、既存住宅状況調査方法基準に従って実施。



## 建物状況調査（インスペクション）の活用

### ①瑕疵保険との連携 [既存住宅売買瑕疵保険（個人間売買 検査事業者タイプ）]



一定の講習を受講・修了し、登録された建築士が検査（左図の青矢印の検査）を実施する場合は、保険法人の現場検査（左図の赤矢印の検査）を书面審査化（通常は2回の検査が必要）  
→利用者の負担軽減

### ②補助事業を通じた活用・普及

- 「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、リフォーム前のインスペクションの実施を要件化。
- 「住宅ストック維持・向上促進事業」において、インスペクション費用を補助。

# 既存住宅流通・リフォームに係る保険制度

参考  
施策

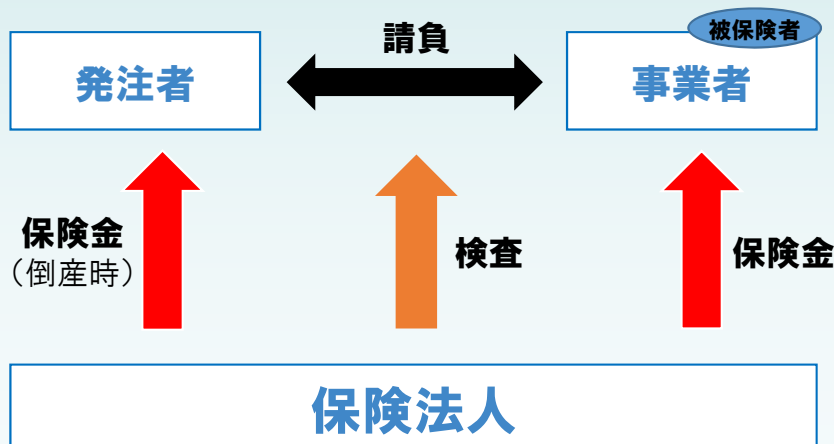
- 既存住宅等に係る瑕疵による損害を填補するための保険制度として、既存住宅に関する  
 ①請負契約に伴う保険(リフォーム瑕疵保険、大規模修繕工事瑕疵保険)、②売買契約に伴う保険  
 (既存売買瑕疵保険(宅建業・個人間))等があり、活用されている。

## リフォーム瑕疵保険 大規模修繕瑕疵保険

請負契約タイプ

### <概要>

- 保険金の支払対象:  
 ①修繕費用、②調査費用、③仮住居・転居費用等
- 保険期間: 1~10年
- 保険金額: 100~2,000万円(リフォーム瑕疵保険)  
 1,000万円~5億円(大規模修繕工事瑕疵保険)
- 填補率: 事業者へ80%  
 (事業者倒産時等)発注者へ100%

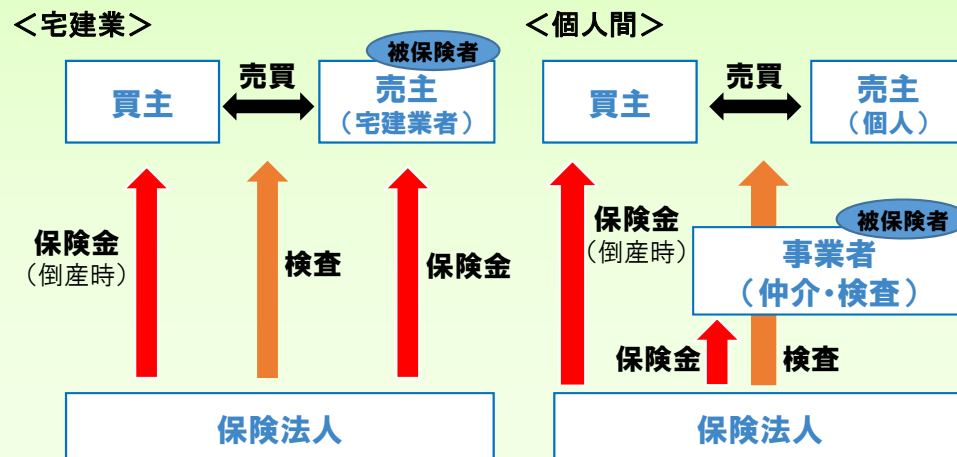


## 既存売買瑕疵保険 (宅建業) 既存売買瑕疵保険 (個人間)

売買契約タイプ

### <概要>

- 保険金の支払対象:  
 ①修繕費用、②調査費用、③仮住居・転居費用等
- 保険期間: <宅建業> 2年・5年  
 <個人間> 1年・2年・5年
- 保険金額: 500万円、1,000万円ほか
- 填補率: <宅建業> 事業者へ80%・(事業者倒産時等)発注者へ100%、<個人間> 100%





# 「安心R住宅」 (特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)

- 既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。
- このため、耐震性があり、専門家の検査の結果、構造上の不具合・雨漏りが認められない住宅であって、リフォーム実施済等の既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を実施。

【平成30年4月1日標章使用開始】

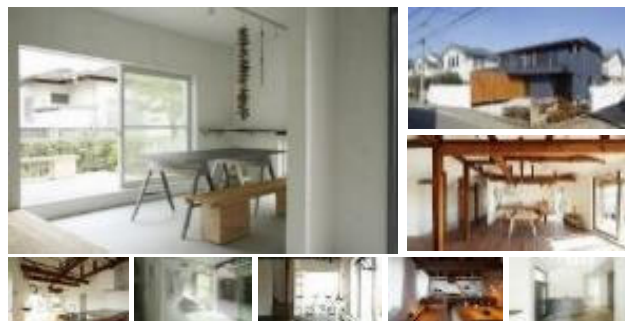
## 従来のいわゆる「中古住宅」

「品質が不安、不具合があるかも」  
「古い、汚い」  
「選ぶための情報が少ない、わからない」  
(既存住宅を紹介しているwebサイト(イメージ))



## 「安心R住宅」 ~「住みたい」「買いたい」既存住宅~

「選ぶ時に必要な情報が十分に提供され、納得して購入できる」



「安心R住宅」ロゴマーク

耐震性あり

構造上の不具合・雨漏りが  
認められない住宅

現況の写真

リフォーム実施または  
リフォームプラン付

など

### 登録団体一覧

令和5年4月4日時点

番号	登録日	名称(略称)
1	平成29年12月25日	一般社団法人優良ストック住宅推進協議会(スムストック)
2	平成30年1月26日	一般社団法人リノベーション協議会
3	平成30年3月13日	公益社団法人全日本不動産協会(公社)全日本不動産協会
4	平成30年6月8日	一般社団法人石川県木造住宅協会
5	平成30年6月28日	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)
6	平成30年6月29日	一般社団法人住まい管理支援機構(HMS機構)

番号	登録日	名称(略称)
7	平成30年8月27日	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
8	平成30年9月25日	一般社団法人全国住宅産業協会(全住協)
9	平成31年4月26日	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会
10	令和2年3月13日	一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会(耐震住宅100%実行委員会)
12	令和2年10月18日	一般社団法人日本木造住宅産業協会(木住協)
13	令和3年3月30日	一般社団法人安心ストック住宅推進協会(安心ストック)

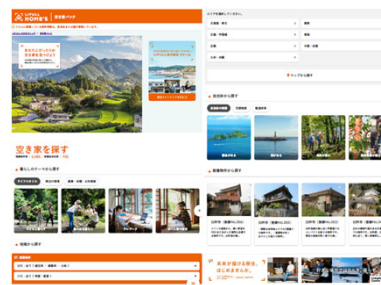
※事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行ってエンドユーザーに販売する事業(買取再販事業)で扱われる住宅について、**事業者**に課される**不動産取得税を減額**する現行の特例措置の対象を、**対象住宅が「安心R住宅」である場合**等に、敷地部分に拡充(平成30年度税制改正)。令和4年3月末時点で、「安心R住宅」流通件数は累計5,144件。

# 「全国版空き家・空き地バンク」について

## 目的・概要

- 増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体毎に各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した2事業者【(株) LIFULL・アットホーム(株)】が平成29年10月からの試行運用を経て、平成30年4月から本格運用を開始。

### 株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

### アットホーム株式会社

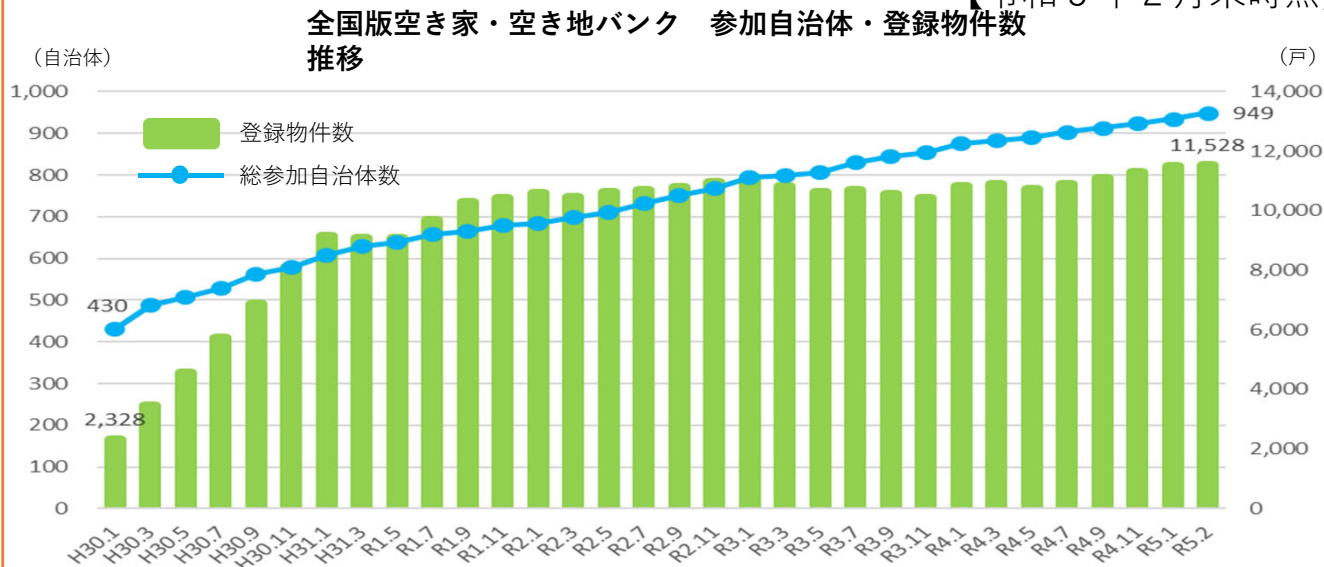


URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

## 運用開始後の効果

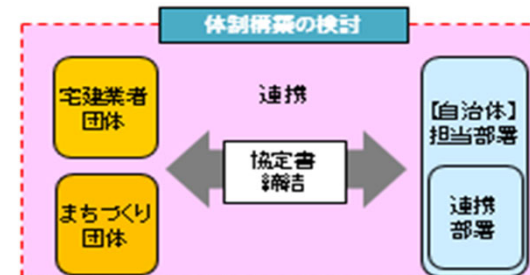
- 47都道府県含めた1,788自治体のうち、「全国版空き家・空き地バンク」の参画自治体数は**949自治体**（参画率**53%**）、物件掲載件数は**11,528**件。  
※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、これまで**約13,300件の物件が成約済**。

【令和5年2月末時点】



## 空き家・空き地バンク導入のポイント集

- 空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を令和4年6月に公表。空き家・空き地バンクの設置や「全国版空き家・空き地バンク」への参加を促進。
- 空き家・空き地バンクの設置・運営に必要な自治体内における体制構築等のポイントを解説。先行自治体の事例（要綱等）も掲載。



URL: [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html)

# 空き家対策総合支援事業

令和5年度当初予算:54億円

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間:平成28年度~令和7年度)

## 事業内容

### <空き家対策基本事業>

- 空き家の**活用**(地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用する場合に限る)  
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の**除却**  
【補助率:市区町村が実施 国2/5、空き家所有者等が実施 国2/5・市区町村2/5】
  - ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等によりやむを得ず行う除却に係る補助率:国1/2)
  - ② 不良住宅の除却
  - ③ 上記以外の空き家の除却(跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る)
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**  
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家を除却した後の**土地の整備**  
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**【補助率:市区町村が実施 国1/2】
- 空き家の**所有者の特定**【補助率:市区町村が実施 国1/2】

### <空き家対策附帯事業>【補助率:市区町村が実施 国1/2】

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
    - ① 行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用
    - ② 代執行後の債権回収機関への委託費用
    - ③ 財産管理制度<sup>※1</sup>の活用に伴い発生する予納金
- ※1 民法に基づく不在者財産管理制度、相続財産清算制度、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度

### <空き家対策関連事業>【補助率:各事業による】

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業
    - ・住宅・建築物耐震改修事業
    - ・住宅市街地総合整備事業
    - ・街なみ環境整備事業
    - ・狭あい道路整備等促進事業
    - ・小規模住宅地区改良事業
    - ・地域優良賃貸住宅整備事業
    - ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業<sup>※2</sup>
- ※2 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市区町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助対象限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

### <空き家対策促進事業>【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】

- 空き家対策基本事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業

## <空き家対策モデル事業>(NPOや民間事業者等が実施するもの)

### ① 調査検討等支援事業

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討<sup>※</sup>やその普及・広報等<sup>※</sup>への支援【補助率:定額(国)】

1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等	2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等	3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等
--	---------------------------------------	--

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

### ② 改修工事等支援事業

創意工夫をこらしたモデル性の高い<sup>※</sup>空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

## 補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施 <sup>※</sup>	市区町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市区町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市区町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市区町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市区町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市区町村3/5

※市町村による補助制度の整備が必要

モデル事業	NPO・民間事業者等が実施
調査検討等	定額(国)
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5



# 空き家対策総合支援事業【活用】の事例 高知県越知町

長らく空き家となっている店舗兼住居を所有者から町に寄附を受け、1階は地域おこし協力隊の活動拠点やチャレンジショップ、2階はワークショップなど集いの場として活用する多目的フロアに改修し、地域の住民、若者が気軽に立ち寄り交流できる「商店街活性化拠点施設」として活用。



改修前



改修後





# 空き家再生等推進事業【活用】の事例 石川県輪島市①

社会福祉法人が空き家となった住宅を取得し、障害者のショートステイ施設及び地元住民を対象とした生涯学習の場として改修・運営を行っている。



改修前

改修後



# 空き家再生等推進事業【活用】の事例 石川県輪島市②

社会福祉法人が空き家となった住宅を取得し、全ての世代が利用・交流できる健康増進施設（スポーツジム）として改修・運営を行っている。



改修前

改修後

# 住宅セーフティネット制度の枠組み

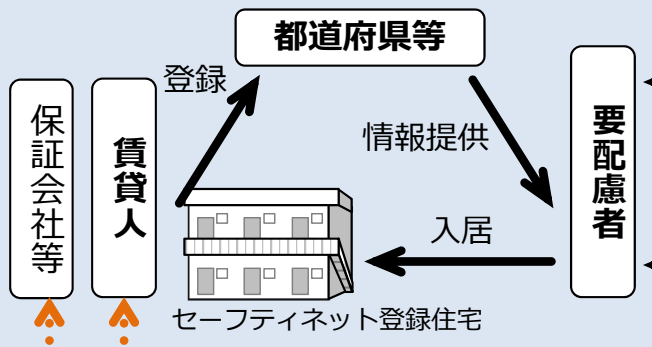
## ① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

### ○ 登録基準

- ・ 要配慮者の入居を拒まないこと
- ・ 面積：原則25㎡以上
- ・ 地方公共団体が強化・緩和可能

登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅

専用住宅：住宅確保要配慮者専用の住宅



## ② マッチング・入居支援

### 居住支援協議会

不動産関係団体  
宅地建物取引業者  
賃貸住宅管理業者  
家主等

居住支援団体  
居住支援法人  
社会福祉法人  
NPO等

地方公共団体  
(住宅部局・福祉部局)

入居  
支援等

居住  
支援法人

居住支援活動への支援

## ③ 国と地方公共団体による経済的支援

(赤字はR5当初予算等における拡充事項)

### ○ 改修費補助 <賃貸人※へ補助>

- ・ 補助対象工事：
  - ①シェアハウス化
  - ②バリアフリー化
  - ③防火・消火対策
  - ④子育て世帯対応
  - ⑤耐震化
  - ⑥省エネ改修
  - ⑦交流スペース設置 等

・ 補助率：国1/3

※地方公共団体を通じた間接補助の場合は国1/3+地方1/3

・ 補助限度額：  
100万円/戸（国・地方）等

・ 管理要件：  
専用住宅として10年以上管理すること。

ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和（間接補助）

### ○ 家賃低廉化補助 <賃貸人※へ補助>

- ・ 対象世帯：月収15.8万円以下の世帯  
※子育て世帯等は月収21.4万円以下（多子世帯は月収25.9万円以下）
- ・ 補助率：国1/2、地方1/2 国費総額：240万円/戸等
- ・ 補助限度額：4万円/月（国・地方計）等
- ・ 補助対象：専用住宅
- ・ 補助期間：原則10年以内 **ただし①又は②の場合は延長可能**

① 国費総額内で、地方公共団体の定める期間

② 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能

### ○ 家賃債務保証料等低廉化補助 <保証会社等※へ補助>

- ・ 対象世帯：月収15.8万円以下の世帯  
※子育て世帯等は月収21.4万円以下（多子世帯は月収25.9万円以下）
- ・ 対象費用：家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料、**緊急連絡先引受けに係る費用**
- ・ 補助率：国1/2、地方1/2 補助限度額：6万円（国・地方）
- ・ 補助対象：登録住宅

### ○ セーフティネット登録住宅への住替え補助 <居住支援法人等※へ補助>

- ・ 対象世帯：月収15.8万円以下の世帯 等
- ・ 補助率：国1/2、地方1/2 補助限度額：10万円（国・地方）
- ・ 補助対象：登録住宅

※ 事業主体に地方公共団体を追加するとともに、地方公共団体が所有している場合を補助対象住宅に追加。

### ○ 居住支援活動等補助

- ・ 対象：居住支援協議会、居住支援法人、地方公共団体

〔居住支援協議会：120協議会  
居住支援法人：600者（R4年12月末時点）〕

- ・ 補助対象費用：
  - ①制度の周知、登録促進
  - ②入居の相談、マッチング
  - ③入居中の見守り、緊急対応
  - ④死亡・退去時の家財整理
  - ⑤総合相談窓口(地方公共団体) 等

- ・ 補助限度額：1,000万円  
ただし、以下を行う場合、1,200万円
  - ①外国人の支援
  - ②孤独・孤立対策
  - ③サブリース方式
  - ④アウトリーチ型による入居支援
  - ⑤入居後支援を実施する団体との連携
  - ⑥家賃債務保証契約等における緊急連絡先の引受け



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 127協議会が設立（令和5年3月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（85市区町）

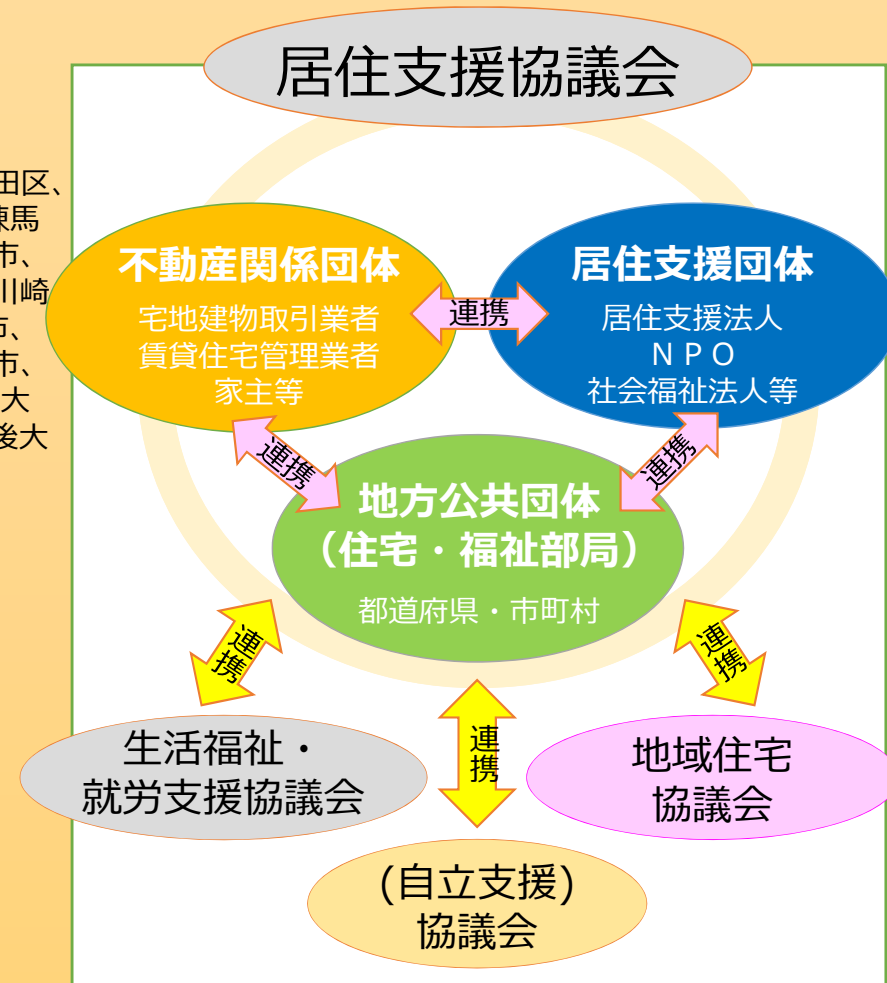
札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、山形市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、小海町、岐阜市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、廿日市市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、豊後大野市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市、奄美市

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

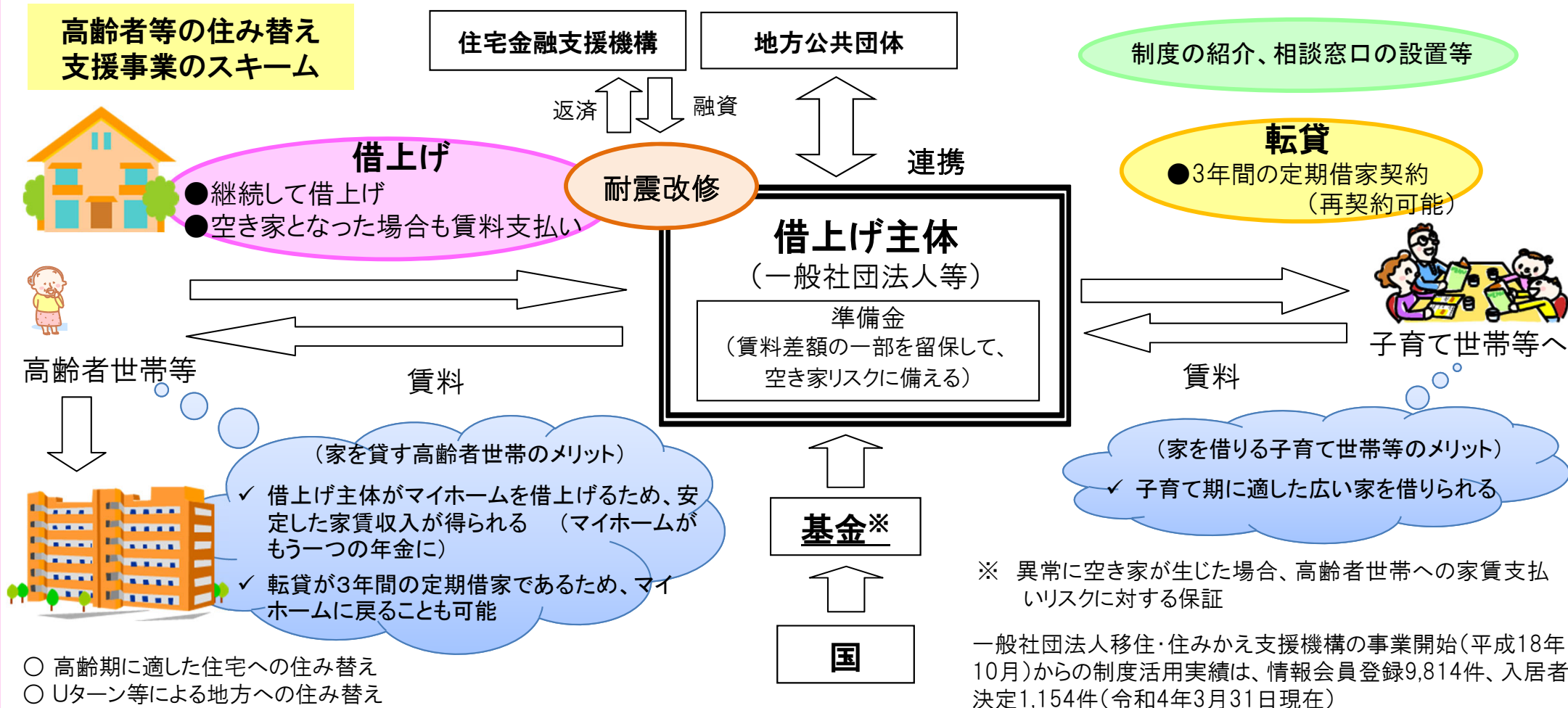
### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援  
〔令和5年度予算〕  
居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）



## 高齢者等の住み替え支援事業

高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。



**【地方公共団体等と移住・住みかえ支援機構との連携について】**

- ・全国372の地方公共団体において、「マイホーム借上げ制度」の紹介や相談窓口の設置など、宅建事業者や地域住民等と機構との橋渡しを行っている。(令和4年3月31日時点)。
- ・住宅金融支援機構は借上げ主体に対し、子育て世帯への転貸に係る賃料等を担保に、耐震改修融資を実施。

# 高齢者等の住み替え支援の取組み事例

参考事例

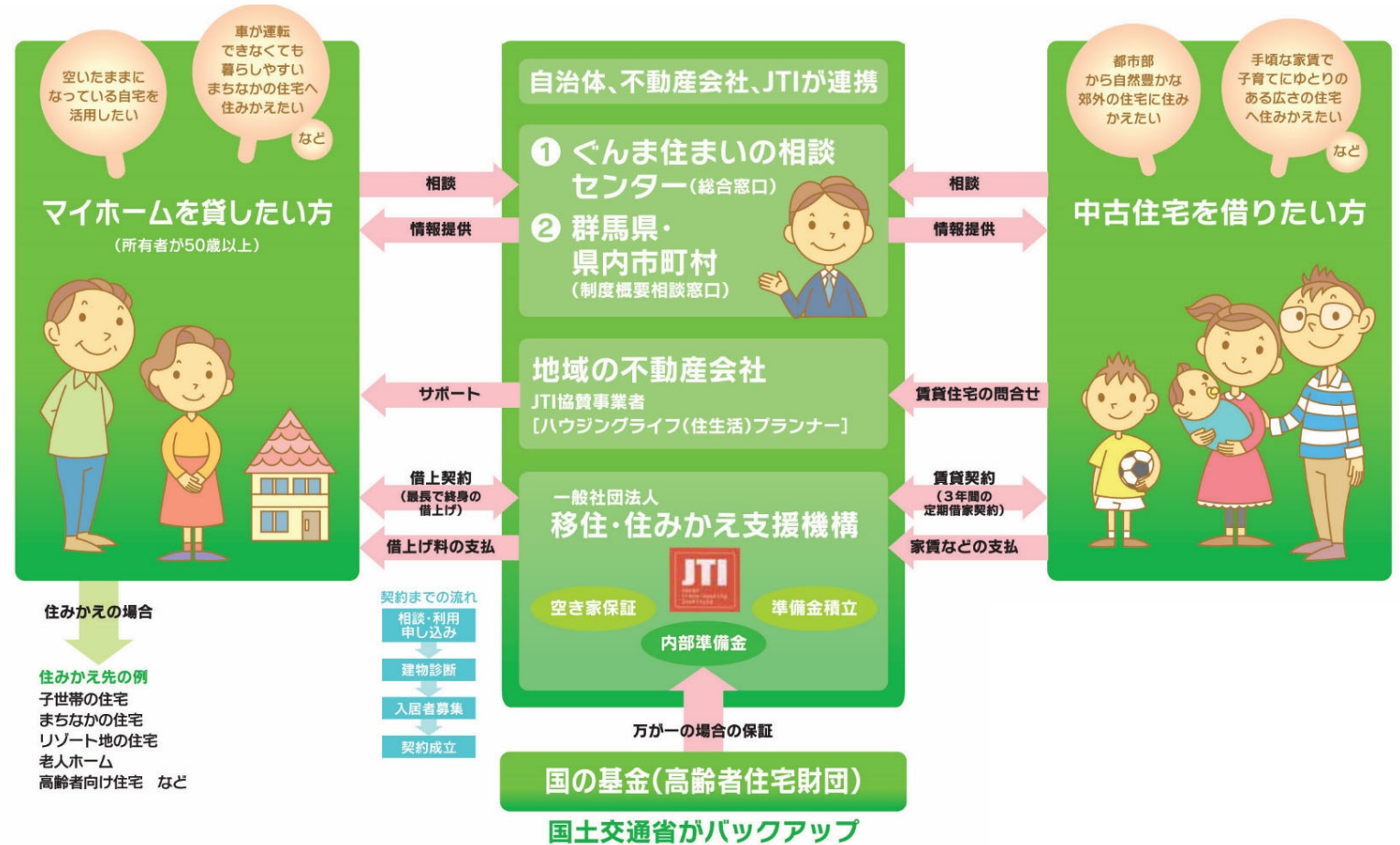
## ■群馬県空き家活用・住みかえ支援事業(群馬県)

県内での空き家の増加や比較的広い持ち家に居住する高齢者世帯とゆとりある住宅を求めている子育て世帯の住宅ニーズのミスマッチを受け、県と県内35市町及び（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）等で構成する協議会を設立。JTIの「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の有効活用や住みかえ支援に取り組む。

県住宅供給公社の「ぐんま住まいの相談センター」が相談受付や情報提供などの総合窓口になるとともに、県や市町村でも相談受付を実施。「マイホーム借上げ制度」の利用実績は16件（H30.3月末現在）



マイホームを貸したい方が相談に訪れる





# 高齢者等の所有する住宅の活用事業(子育て世帯等へ転貸)

## 事業の概要

※高齢者等の住み替え支援事業(国土交通省)を活用

一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が、高齢者世帯の所有する住宅を定期借家契約により借り上げ子育て世帯等へ転貸。

高齢者世帯は、自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することが可能。



所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り	所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り
大阪府 豊中市	木造 2階	31年	110.1㎡ (33.3坪)	90.7㎡ (27.4坪)	5LDK	神奈川県 相模原市	軽量 鉄骨造 2階	27年	189㎡ (57.1坪)	117.92㎡ (35.7坪)	4LDK

資料出所：国土交通省住宅局・一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会「地方公共団体等の取組み事例・空き家の有効活用の取組み」



# 住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援

## 住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援策

### (1) 既存住宅の取得支援

- ・ 既存住宅の購入について、長期固定金利の住宅ローンを提供(フラット35、フラット35S)
- ・ 既存住宅取得に併せて性能向上リフォームを行う場合に、金利引下げを実施(フラット35リノベ)
- ・ 地方公共団体が地方移住支援等の施策を実施する場合、地方公共団体による財政的支援とあわせて、金利引下げを実施(フラット35(地域連携型))
- ・ 既存住宅を買い取り、リフォームした上で販売する買取再販事業者に対する、民間金融機関による融資を支援(住宅融資保険(特定買取再販ローン保険))

### (2) 高齢者の住み替え支援

- ・ 高齢者の住宅建設・購入資金について、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅ローン(※)の供給を支援 (住宅融資保険(リバース60))

※毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまがお亡くなりになられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただく住宅ローン。

## 既存住宅取得・住み替えの促進のイメージ



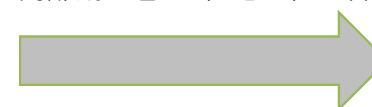
子育て世帯等が既存住宅を購入



既存住宅



高齢者世帯が街中などの  
高齢期に適した住宅へ住み替え



マンション等の住み替え先



- ・ 長期固定金利の住宅ローンで既存住宅を取得(フラット35(一定の基準を満たす場合はフラット35S、フラット35(地域連携型)))
- ・ 既存住宅の購入に併せてリフォームを実施(フラット35リノベ)
- ・ 買取再販事業者が既存住宅の取得及びリフォームする場合の民間金融機関による融資に、住宅融資保険(特定買取再販ローン保険)を付保

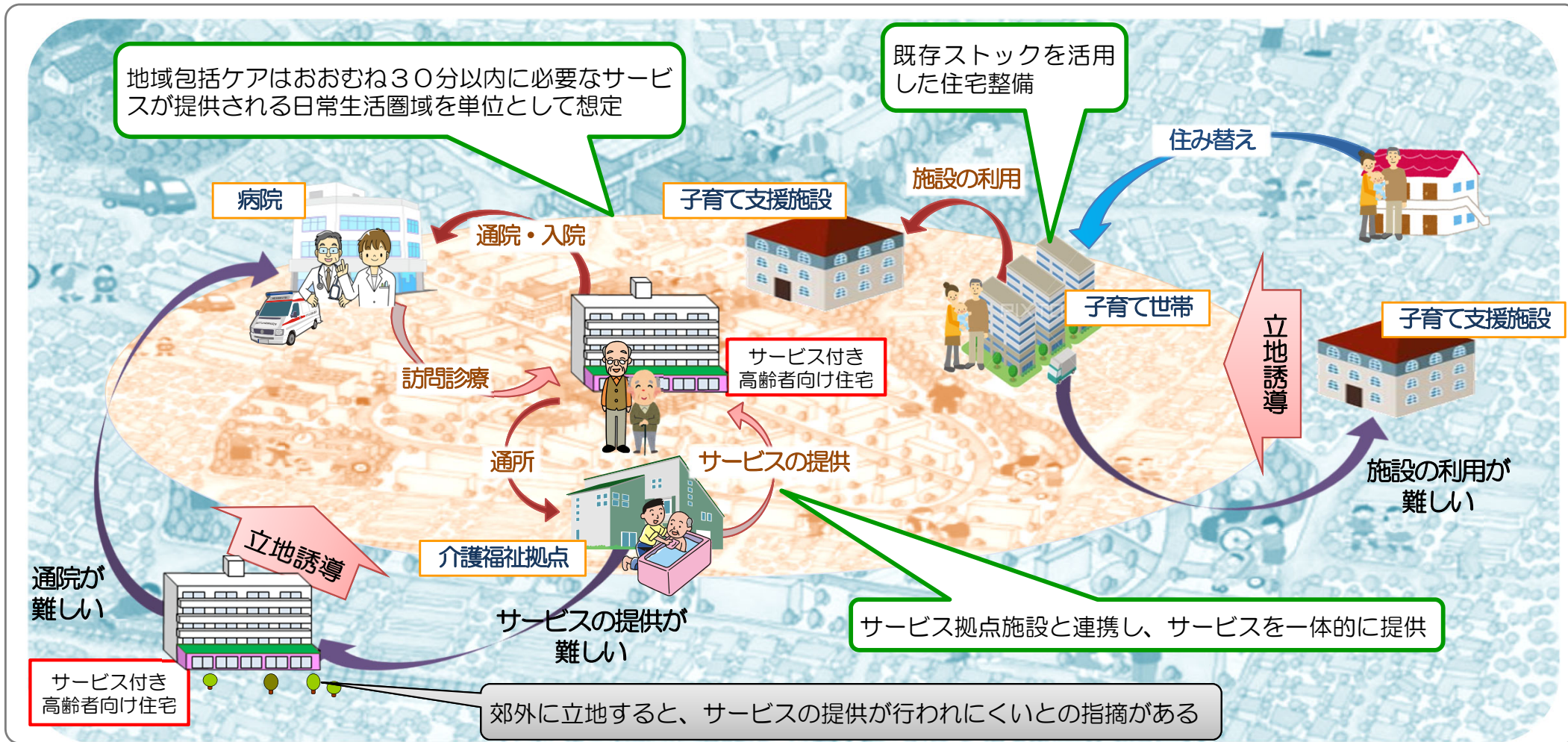
- ・ 住み替え先の購入額について、リバースモーゲージ型住宅ローンで借り入れ(リバースモーゲージ型住宅ローンに住宅融資保険(リバース60)を付保)

# スマートウェルネス住宅の展開

街なかにおいて、子育て家庭や高齢者等がいきいきと生活し活動できる住環境を実現するため、

- ・ サービス付き高齢者向け住宅等の整備、
- ・ 空き家を活用した子育て世帯向け住宅やコミュニティ施設等の確保、
- ・ 介護・医療・子育て等のサービス拠点施設の設置

など、厚生労働省と連携し、**地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進**する。





# スマートウェルネス住宅等推進事業

令和5年度当初予算:183.1億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

## ①サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対して支援を実施

【住宅】 新築 1/10等 (上限 70・120・135万円/戸※) ※床面積等に応じて設定  
 改修 1/3 (上限 195万円/戸等) ZEHレベルの整備の場合は1.2倍  
 既設改修※ 1/3 (上限 10・35万円/戸等)  
 ※IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修、止水板設置等工事 等

【高齢者生活支援施設】 新築 1/10 (上限1,000万円/施設)  
 改修・既設改修※ 1/3 (上限1,000万円/施設)  
 ※地域交流施設等の整備

## ②セーフティネット住宅改修事業 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施  
 補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 1,000万円/施設 等  
 対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事、省エネ改修工事 等

## ③人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

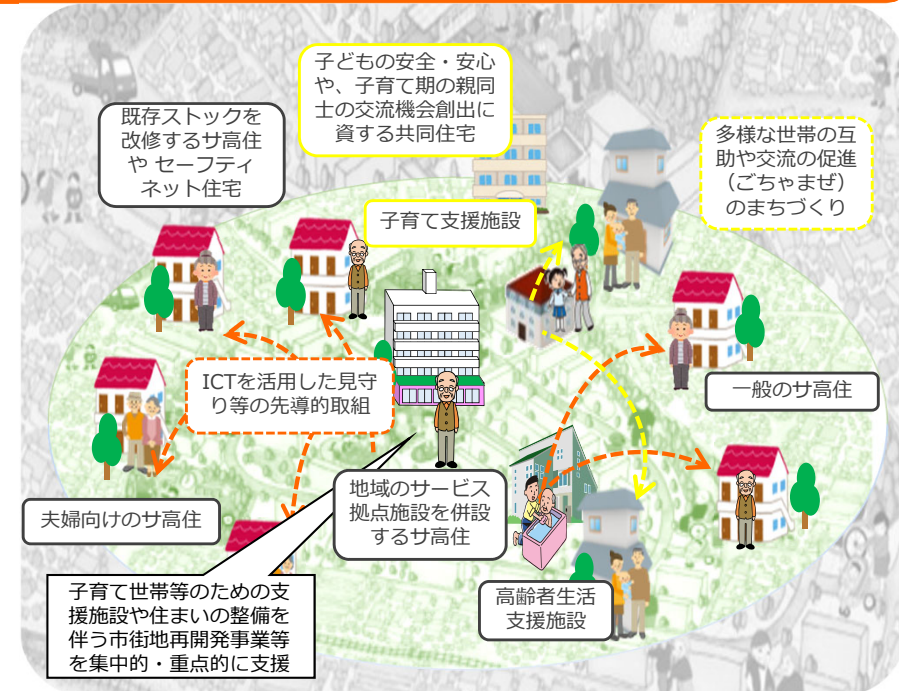
○介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施  
 補助率: 新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

## ④地域生活拠点型再開発事業

○子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施  
 補助率: 国1/3 (ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内)  
 補助対象: 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

## ⑤子育て支援型共同住宅推進事業

○子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備 (賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修) に対して支援を実施  
 補助率: ①「子どもの安全確保に資する設備の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限100万円/戸)  
 ②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限500万円/戸)  
 ※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。



<共通事項> 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

## 【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅\*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

\*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

## 【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

## 協議会の活動の助成

### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等（交付率：1/2）

## 空家住宅等の除却

### 空家住宅等の除却

（交付率：1/2）

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### 生活環境施設の整備

（集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等）



### 公共施設の修景

（道路の美装化、街路灯整備等）

### 電線地中化



（交付率：1/2）

## 街なみ景観整備の助成

### 住宅等の修景

（外観の修景の整備）

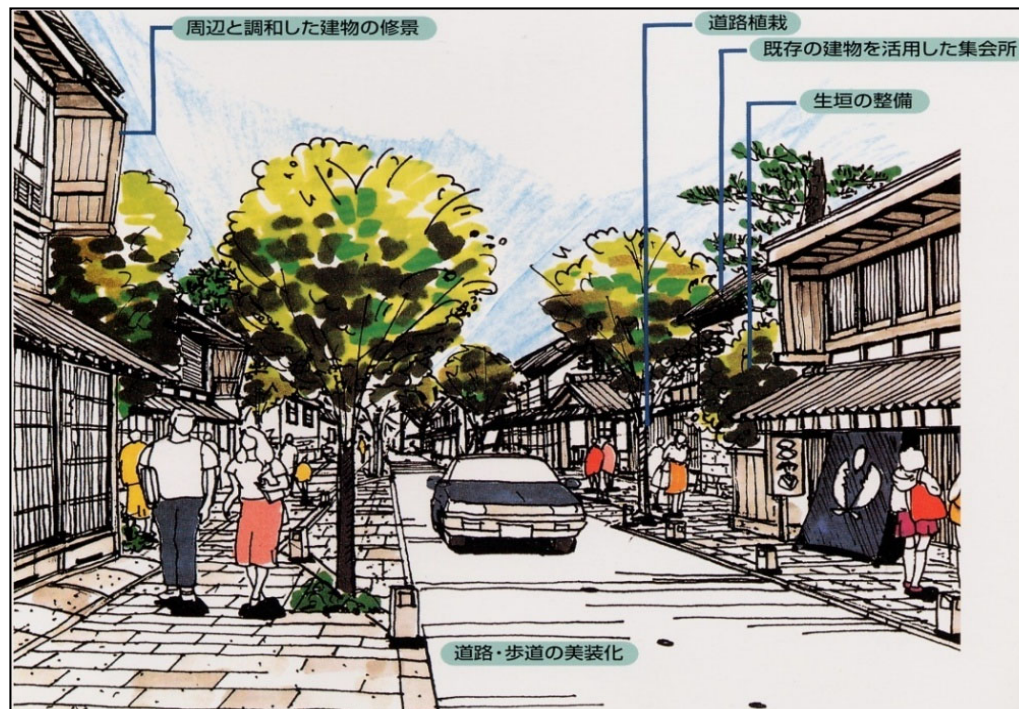


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

（修理、移設、買取等）



（交付率：1/2, 1/3）





# 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

## 拠点開発型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

## 街なか居住再生型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### コミュニティ施設の整備 (集会所、子育て支援施設等)



### 空き家等の活用

- ・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



(交付率：1/3)

等

## 良質な住宅の供給

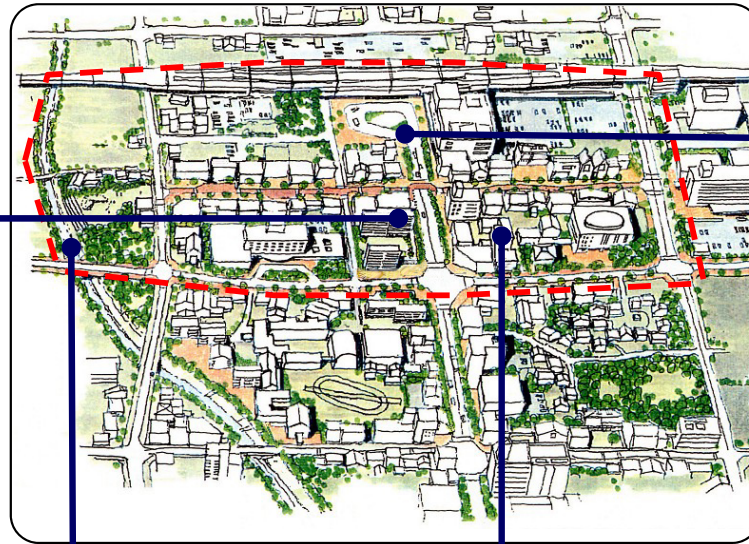
### 拠点開発地区における良質な住宅の供給



### 市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

(交付率：1/3)



## 事業に関連する公共施設の整備

### 道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

(交付率：通常事業に準ずる)

## 受け皿住宅の整備

### 従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (交付率：1/3、1/2)

# 地域におけるPREの活用推進

○不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用促進により、公共施設の再編、地方公共団体のPRE有効活用による地域の活性化を支援する。

○PRE等を活用した、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を行う。

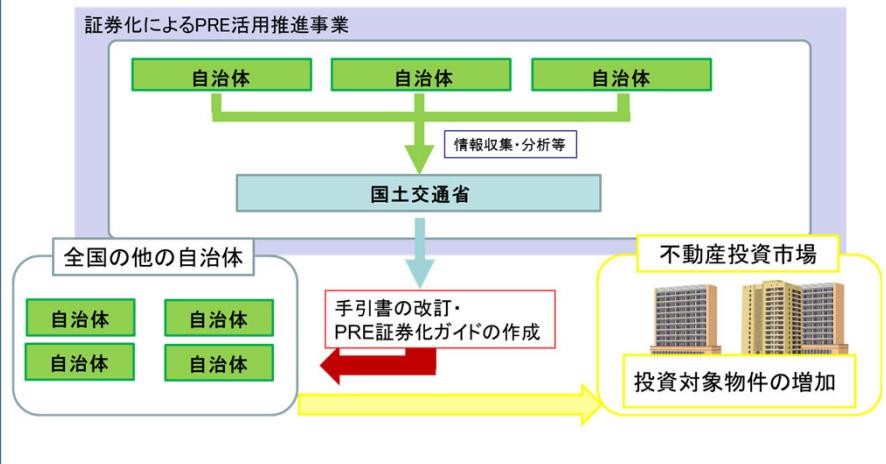
骨太の方針2020 第3章2(1)④  
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」第2章基本目標4-1(1)①

## PREに係る不動産証券化手法等の活用推進

○国土交通省で策定した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドライン～」を活用し、地方公共団体における、不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の民間活用を促進する。

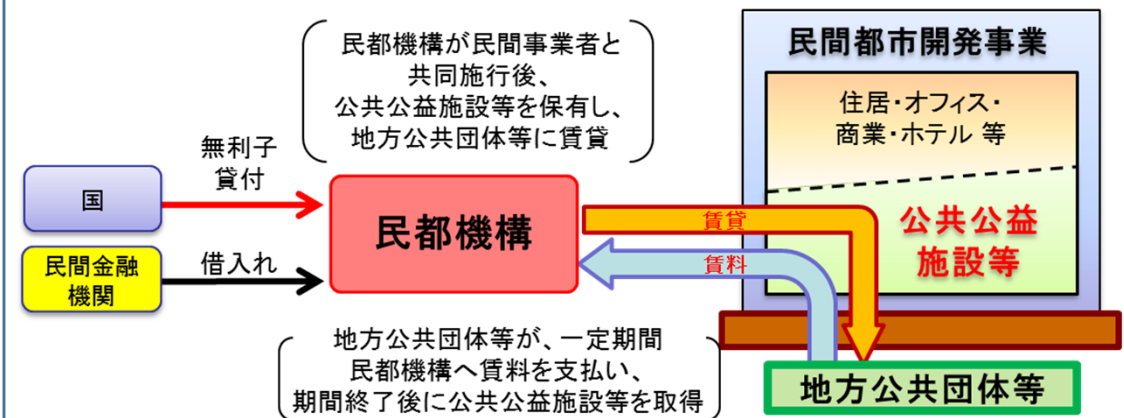
○全国の空き家・空き地の情報が検索可能な「全国版空き家・空き地バンク」において、公的不動産の情報公開サイトを新設。更なる公的不動産の利活用を促進する。

○国・地方公共団体の職員向けに毎年開催しているPRE/FM研修において、公的不動産に係る施策に関する講演等を実施。



## 民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対する金融支援

- ◆ 民間都市開発推進機構が、PRE等を活用しつつ、民間事業者とともに事業に参加することで、公共公益施設等の更新・再編等を加速する。





# UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化

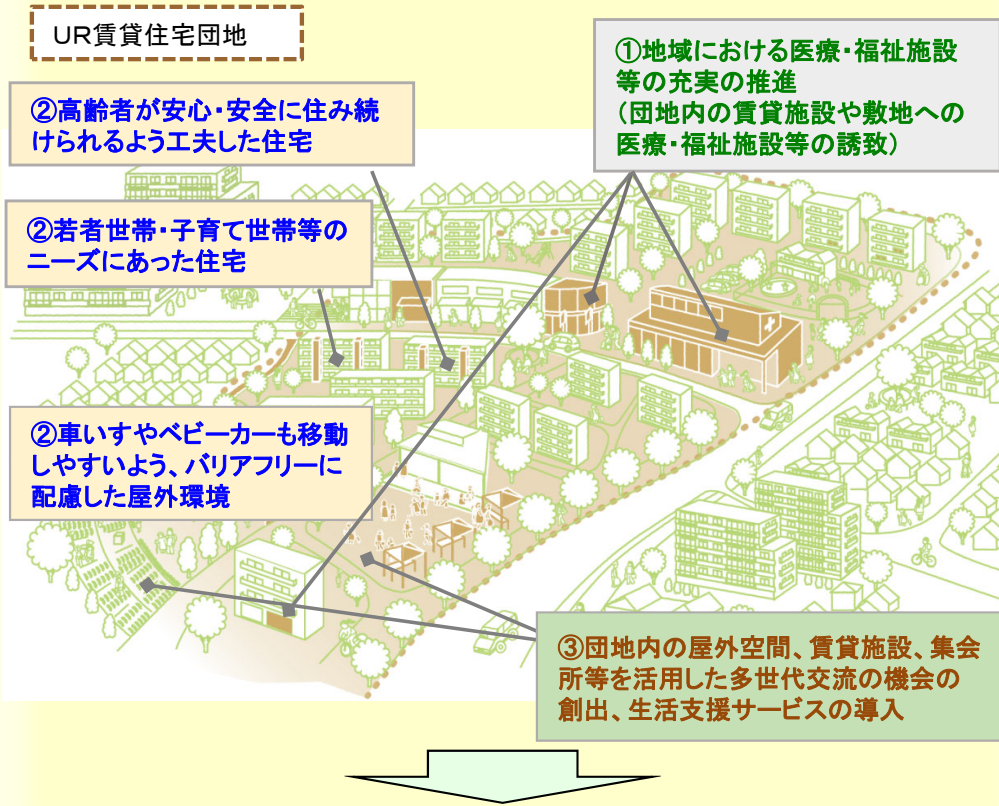
UR賃貸住宅団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点の形成を図る。

- ＜今後の目標＞ 令和12年度までに250団地程度で拠点形成(住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)において成果指標として位置づけ)
- ＜取組の状況＞ 計294団地で拠点化に向けて着手済(R5.3.31時点)、うち202団地で拠点として形成(令和5年3月31日現在)

## ■地域医療福祉拠点化に向けた取組み

- ①地域における医療福祉施設等の充実の推進
- ②高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進
- ③若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

### [地域医療福祉拠点の形成のイメージ]



地域包括ケアシステムの構築・ミクストコミュニティの形成を推進

## 地域医療福祉拠点の形成に取り組んでいる277団地 (令和4年3月31日現在)

都道府県	団地名
東京都	希望ヶ丘、エステ千歳希望ヶ丘(世田谷区)/大島四丁目、大島六丁目、北砂五丁目、亀戸二丁目、ア・ハンライフ亀戸、豊洲四丁目(江東区)/高島平、光が丘パークタウン(ゆりの木通り北、ゆりの木通り33番街)(板橋区)、ア・ハンライフゆりの木通り東(板橋区・練馬区)/むつみ台、光が丘パークタウン公園南、光が丘パークタウン大通り南、光が丘パークタウンいちよう通り八番街、光が丘パークタウン四季の香武番街、光が丘パークタウンプロムナード十番街、光が丘パークタウン大通り中央、グリーンプラザ高松(練馬区)/豊島五丁目、ヌ・ヴェル赤羽台、王子五丁目、神谷堀公園ハイ(北区)/大谷山一丁目、花畑、パークタウン東綾瀬(足立区)/金町駅前、金町第二、金町第一、青戸第一、青戸第二、青戸第三、青戸第四、青戸第五、すまいる亀有(葛飾区)/立花一丁目(墨田区)/葛西グリーンタウン清新プラザ、葛西グリーンタウン清新南ハイツ、小島町二丁目、船堀一丁目(江戸川区)/南六郷二丁目、南六郷一丁目、アミティ南六郷(大田区)/多摩ニュータウン(諏訪、永山、貝取、豊ヶ丘)(多摩市)/館ヶ丘、グリーンヒル寺田(八王子市)/多摩平の森、高幡台(日野市)/百草(多摩市・日野市)/ひばりが丘パークヒルズ(西東京市・東久留米市)/新柳沢(西東京市)/グリーンヒルズ東久留米、滝山、滝山東(東久留米市)/鶴川(町田市)/武蔵野緑町パークタウン、サンワリエ桜堤(武蔵野市)/立川若葉町、けやき台(立川市)/グリーンタウン美住一番街(東村山市)/清瀬旭が丘、清瀬旭が丘第二(清瀬市)/福生(福生市)/府中グリーンハイツ(府中市)/新川・島屋敷通り(三鷹市)
	千葉幸町、花見川、千草台、高洲第一、高洲第二、あやめ台、さつきが丘、真砂第一、真砂第二(千葉市)/ア・トル高根台、芝山、行田、行田第二、習志野台(船橋市)/コンフォール柏豊四季台、豊四季台第二(柏市)/村上、米本、高津、八千代ゆりのき台ライフタワー、八千代ゆりのき台パークシティ(八千代市)/ハイタウン塩浜、ハイタウン塩浜第二(市川市)/袖ヶ浦、谷津パークタウン香番街、谷津パークタウン武番街、谷津パークタウン参番街、習志野海浜秋津(習志野市)/常盤平、常盤平駅前、常盤平中央、常盤平一丁目、常盤平セントラルハイツ、常盤平けやき通り住宅(松戸市)/浦安マリナーズ21(フォーラム海風の街、望海の街、潮音の街、海園の街、浦安ニューシティ美浜西エステート)(浦安市)
茨城県	戸頭(取手市)
神奈川県	奈良北、公田町、左近山、左近山第三、西菅田、金沢サイドタウン並木一丁目第一、西ひかりが丘、港南台ちどり、港南台かもめ、南永田、南永田第二、南神大寺、飯島、洋光台北、洋光台中央、洋光台西、くぬぎ台、くぬぎ台-II、コンフォール明神台(横浜市)/相模台(相模原市)/コンフォール茅ヶ崎浜見平(茅ヶ崎市)/平塚高村(平塚市)、上和田(大和市)/虹ヶ丘(川崎市)/辻堂、善行、善行第二、善行第三、善行第四、湘南ライフタウンパークサイド駒寄、コンフォール藤沢(藤沢市)
埼玉県	武里、武里第二(春日部市)/みさと(三郷市)/コンフォール和光西大和、西大和第二、テュブレ西大和(和光市)/コンフォール松原(草加市)/原市、尾山台、西上尾第一、西上尾第二(上尾市)/狭山台(狭山市)/吉川(吉川市)/北坂戸、北坂戸駅前ハイツ、北坂戸駅前第二ハイツ、若葉駅前ハイツ(坂戸市)/若葉台、パールハイム若葉、コンフォール若葉、かわつるグリーンタウン松ヶ丘、かわつるグリーンタウン松ヶ丘第二、かわつるグリーンタウン新鶴(鶴ヶ島市)、新座、新座ハイツ(新座市)/所沢パークタウン駅前通り、所沢パークタウン公園通り、所沢パークタウン並木通り、所沢パークタウン駅前プラザ、プラザシティ新所沢けやき通り、プラザシティ新所沢緑町第二、プラザシティ新所沢けやき通り第二、プラザシティ新所沢緑町第三、プラザシティ新所沢けやき通り第三、プラザシティ新所沢駅前(所沢市)/田島、コンフォール南浦和、南浦和第二、南浦和第三(さいたま市)/幸手(幸手市)/わし宮(久喜市)/北本(北本市)/川口芝園(川口市)
北海道	あけぼの、五輪(札幌市)
大阪府	新千里西町、北緑丘、東豊中第二、シャレル東豊中、千里グリーンヒルズ東町、アルビス旭ヶ丘、新千里北町(豊中市)/森之宮、森之宮第2、千鳥、新豊里、伝法、千鳥橋、高見フーラルタウン六番街、高見フーラルタウン七番街、高見フーラルタウン五番街、高見フーラルタウン四番街、フーラルタウン千鳥橋、パークシティふれあいのまち、南港ひかりの(大阪市)/金剛(富田林市)/香里、香里ヶ丘みずき街、香里ヶ丘けやき東街、香里ヶ丘さくらぎ街、中宮第三(枚方市)/南花台(河内長野市)/富田、玉川橋(高槻市)/泉北竹城台一丁目、泉北茶山台二丁目、泉北茶山台三丁目、泉北竹城台二丁目、白鷺、中百舌鳥公園(堺市)/泉南一丘(泉南市)/千里津雲台、千里グリーンヒルズ竹見台(吹田市)/寝屋川(寝屋川市)/鶴山台(和泉市)
兵庫県	山山(八幡市)/久御山(久世郡久御山町)/グリーンタウン横島(宇治市)/桃山南、洛西境谷東、洛西竹の里、洛西センタープラザ、壬生坊城第二、洛西新林、洛西新林北、洛西福西公園(京都市)
奈良県	奈良学園前・鶴舞、富雄、中登美第三、平城第二(奈良市)/郡山駅前(大和郡山市)/西大和片岡台(北葛城郡)
京都府	山山(八幡市)/久御山(久世郡久御山町)/グリーンタウン横島(宇治市)/桃山南、洛西センタープラザ、洛西境谷東、洛西竹の里、壬生坊城第二、洛西新林、洛西新林北、洛西福西公園(京都市)
愛知県	豊明(豊明市)/ア・ハンライフ鳴子、尾上、千代が丘、大幸東、豊成、日比野、白鳥パークハイツ日比野東、白鳥パークハイツ大宮、水草(名古屋市)/岩倉(岩倉市)/高蔵寺ニュータウン(中央台、藤山台、岩成台、高森台、岩成台西)(春日井市)/知立(知立市)/江南(江南市)/朝倉(知多市)
福岡県	長住、長住五丁目、ア・ハンライフ長住三丁目、ア・ハンライフ長住、原、アーベイン若久、星の原、四箇田、室住、宝台、堤、金山、アーベイン金山(福岡市)/徳力、志徳(北九州市)/日の里、日の里一丁目(宗像市)



# URひばりが丘団地における地域医療福祉拠点の形成の推進

参考事例

- 少子高齢化社会における地域の社会課題へ対応するため、行政や民間と連携してUR賃貸住宅団地へ地域に不足している医療福祉施設の誘致やエリアマネジメントを実施
- UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービス等の提供やコミュニティ活動の展開を図り、地域の医療福祉拠点の形成を推進

団地概要	ひばりが丘	ひばりが丘パークヒルズ
所在地	東京都西東京市ひばりが丘三丁目3他 東京都東久留米市ひばりが丘団地6他	
交通	西武池袋線「ひばりヶ丘」駅バス6分、 バス停下車徒歩1分	
管理開始	平成8年	平成15年
戸数	24戸	1,504戸
住宅形式 (専用床面積)	2LDK,3LDK (平均78.8㎡)	1K~4LDK (平均63.9㎡)

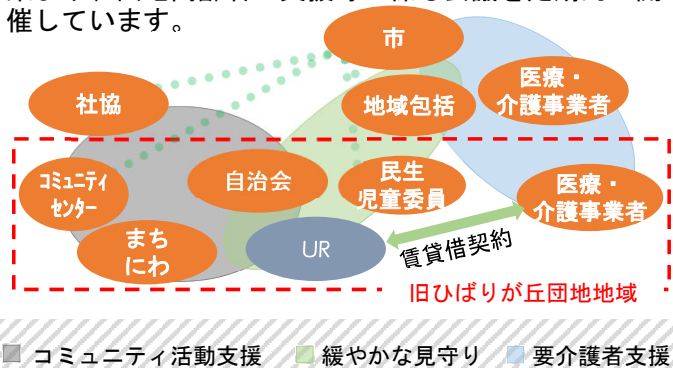
## 地域の関係者との連携体制

### ●行政との連携

団地再生事業後における具体的な取組内容について西東京市、東久留米市と継続協議しています。

### ●団地情報連絡会議の開催

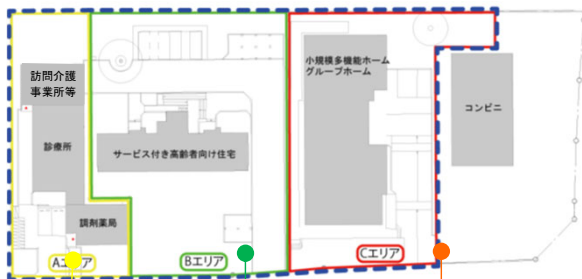
平成20年から、地域包括支援センター、民生児童委員、自治会、UR、介護事業者、その他地域関係者が集まり、団地高齢者の支援等に係る会議を定期的開催しています。



## 日生ケアヴィレッジひばりが丘

複合

在宅介護・医療の拠点として、民間事業者を誘致し、小規模多機能ホーム、認知症グループホーム、診療所、調剤薬局、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等を整備しました。また、隣接する既存住棟を活用し、サービス付き高齢者向け住宅も整備しています。UR賃貸住宅への生活支援サービス（安否確認、生活相談、緊急通報・駆けつけ等）も開始しています。



▲調剤薬局・診療所・訪問介護事業所等

▲サービス付き高齢者向け住宅

▲小規模多機能ホーム・グループホーム



【出典】団地再生事業パンフレット（UR）

## ひばりテラス118

URは民間事業者との連携の下、エリアマネジメントに取り組む一般社団法人を設立しました。既存住棟を残して活用したひばりテラス118を拠点に地域関係者や住民が協働しながら多様なコミュニティ活動やカフェ等の事業が行われています。



▲外観



←活動の様子

※一般社団法人まちにわひばりが丘提供



# UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業

所在地	東京都日野市
団地概要	昭和33年 入居開始 平成9年 建替え事業着手

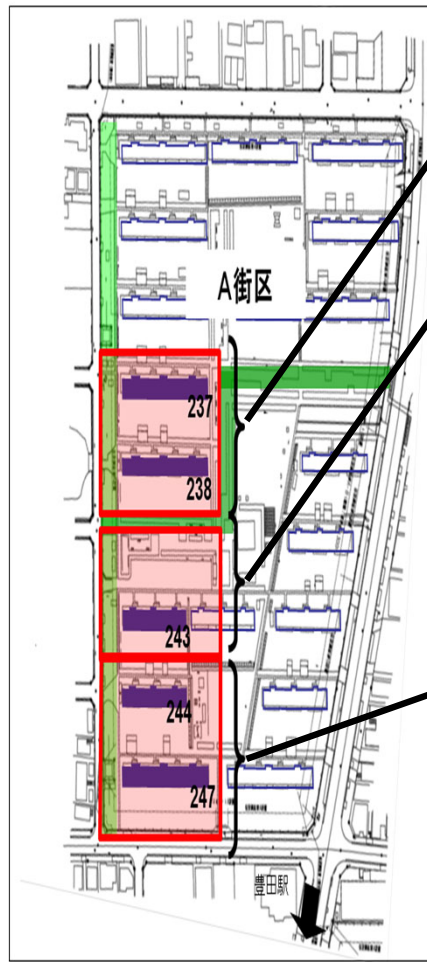
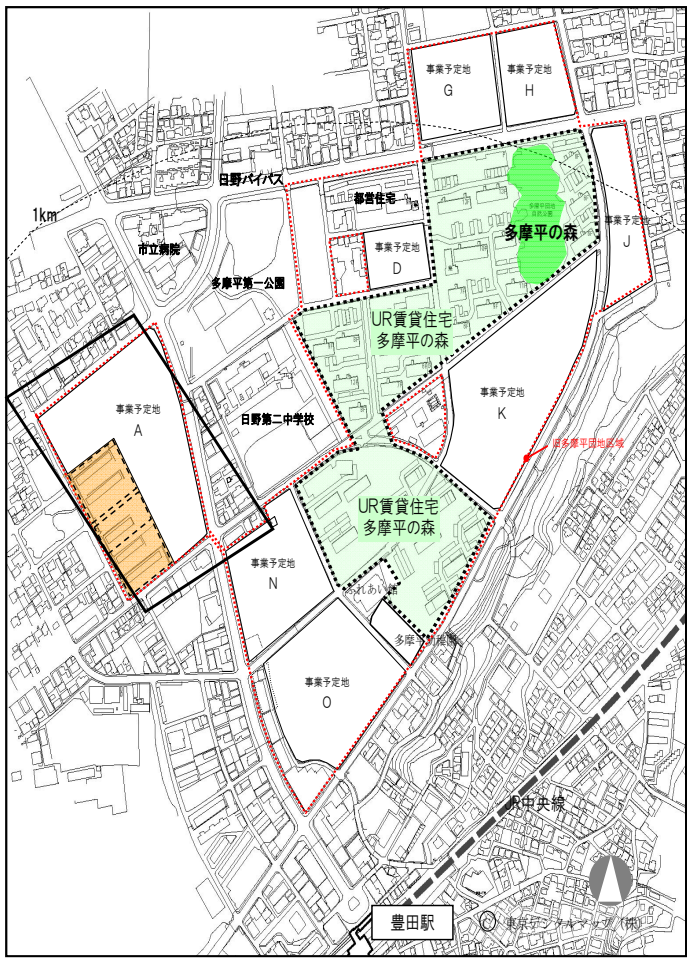


◆事業者: ㈱コミュニティネット 「ゆいま〜る多摩平の森」

- ・サービス付き高齢者向け住宅、コミュニティハウス
- ・1階部分に高齢者施設を増築
- ・賃貸期間: 20年 平成23年10月管理開始



- 5棟(144戸)を民間事業者3者へ建物賃貸
- 民間事業者が改修して、民間の賃貸住宅等として活用



◆事業者: たなべ物産㈱ 「AURA243 多摩平の森」

- ・専用庭や貸し農園のある賃貸住宅
- ・賃貸期間: 15年 平成23年7月管理開始



◆事業者: 東電不動産㈱ 「りえんと多摩平」

- ・シェアハウス 1階 共用施設(シャワー、リビング等)等 2~4階 シェアハウス(2,3室/戸)
- ・賃貸期間: 15年 平成23年3月管理開始



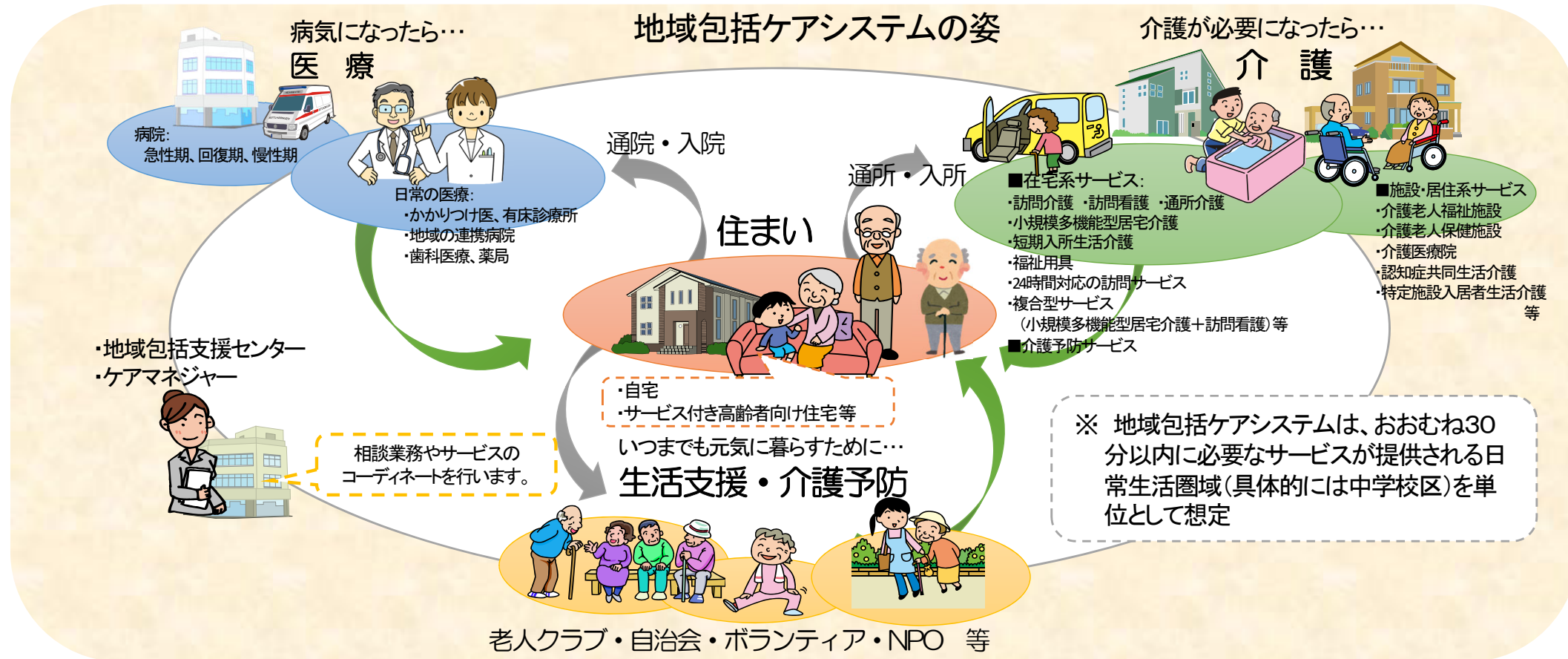
# 健康





# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(令和7)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

## I 介護サービスの充実と人材確保

### (1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 734億円

- 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

#### ① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。

#### ② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

※基金の負担割合  
国2/3 都道府県1/3

### (2) 平成27年度介護報酬改定時における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) 1,196億円

- 平成27年度介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を引き続き行う。
  - ・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善(893億円<改定率換算で+1.65%>)
  - ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実(303億円<改定率換算で+0.56%>)

### (3) 介護職員の処遇改善 752億円

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護職員を対象に、令和4年度介護報酬改定により、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための措置を講じたところであり、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。
  - ・介護職員(常勤換算)1人あたり月額平均9千円相当の処遇改善
  - ・他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 534億円

- 全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

### 在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

### 認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応、地域支援推進員による相談対応、認知症の人と家族の一体的支援、認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

### 地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

### 生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 上記の地域支援事業の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%(公費割合は77%)。

※2 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

## ○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 1,930億円 (965億円)

### ① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

### ② 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,936億円 (968億円)

### ① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営 うちイ、社会保障充実分 534億円 (267億円)
  - i) 介護予防ケアマネジメント業務
  - ii) 総合相談支援業務
  - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
  - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
    - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

### イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーター等の配置

### ② 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## ○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

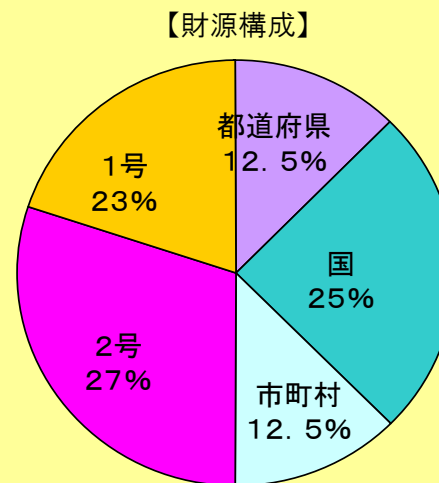
### 【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
  - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

## ○地域支援事業の財源構成

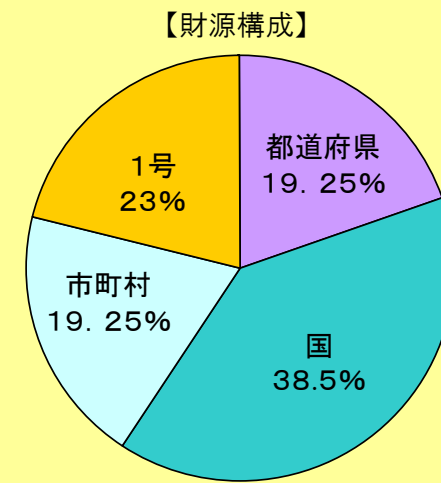
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）



# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

## 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

## 多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

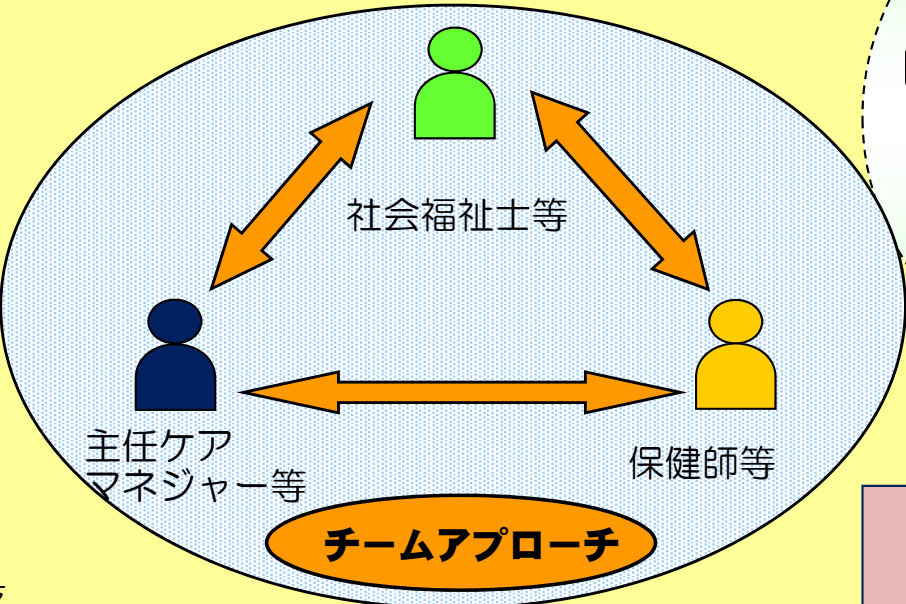
- 介護サービス
- ボランティア
- ヘルスサービス
- 成年後見制度
- 地域権利擁護
- 民生委員
- 医療サービス
- 虐待防止
- 介護相談員
- 障害サービス相談
- 生活困窮者自立支援相談
- 介護離職防止相談

## 権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言



## 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,351か所  
(ブランチ等を含め7,386か所)

※令和3年4月末現在  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ。

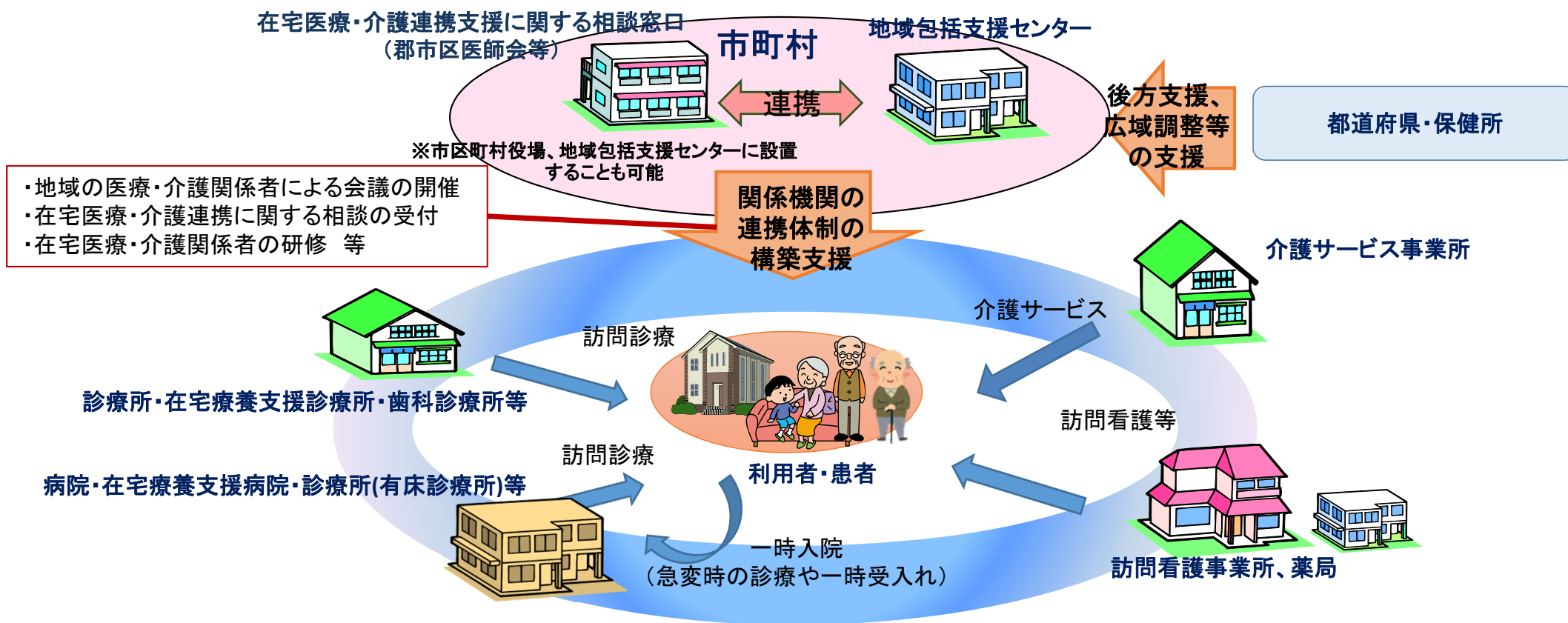
# 在宅医療・介護連携の推進

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

(※)在宅療養を支える関係機関の例

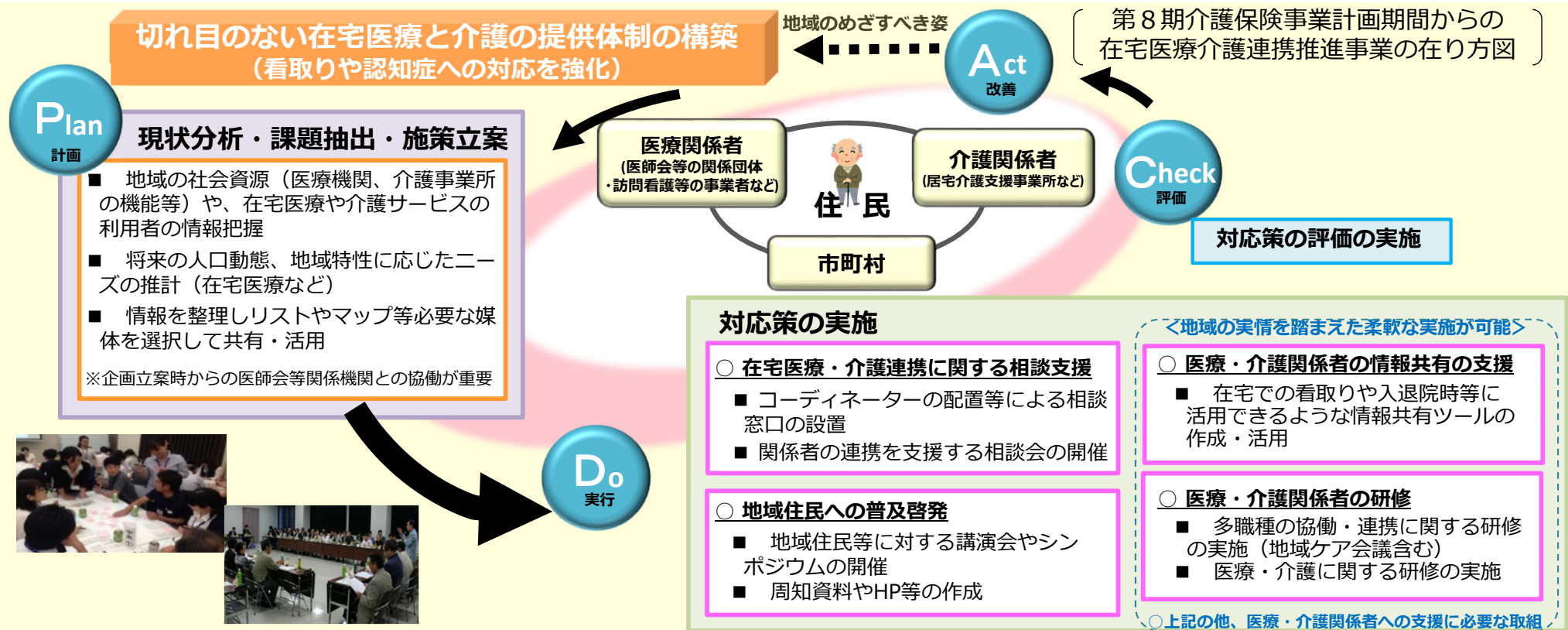
- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



# 在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



＜市町村における庁内連携＞ 総合事業など他の地域支援事業との連携や、災害・救急時対応の検討

## 都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
- 地域医療構想・医療計画との整合



# 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

## 地域包括支援センターレベルでの会議(地域ケア個別会議)

- 地域包括支援センターが開催
- 個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた
  - ①地域支援ネットワークの構築
  - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
  - ③地域課題の把握
 などを行う。  
 ※幅広い視点から、直接サービス提供に当たらない専門職種も参加  
 ※行政職員は、会議の内容を把握しておき、地域課題の集約などに活かす。

### 《主な構成員》

#### 医療・介護の専門職種等

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、歯科衛生士、PT、OT、ST、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャーなど

#### 地域の支援者

自治会、民生委員、ボランティア、NPOなど

その他必要に応じて参加

## 地域課題の把握

## 地域づくり・資源開発

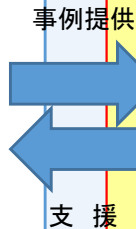
## 政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

## 市町村レベルの会議(地域ケア推進会議)

### 個別の ケアマネジメント

サービス担当者会議(全てのケースについて、多職種協働により適切なケアプランを検討)



### 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口

郡市区医師会等連携を支援する専門職等

### 生活支援体制整備

生活支援コーディネーター

協議体

### 認知症施策

認知症初期集中支援チーム

認知症地域支援推進員

# 地域ケア会議 | 豊明市の例

## 豊明市の地域ケア会議（多職種合同ケアカンファレンス）の概要

- 【目的】 自立型ケアマネジメントの強化、多職種の視点によるケアの質の向上
- 【頻度】 要支援・事業対象者（月1回・1.5H・4 ケース）、  
要介護(月1回・1.5H・ミニ講義+3ケース)
- 【参加者】 市、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所等、  
医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、保健師、看護師、歯科医、歯科衛生士、生活支援コーディネーター、司法書士、  
社協、民間企業等



人口 68,728人 (30.4)  
高齢者人口 17,484人  
高齢化率 25.4%

### ポイント1 | 明確かつ簡潔な論点の設定

#### 会議における議論のポイント

##### ① 本当の課題は何ですか？

本人にとっての自立は？自立を阻害する要因は？  
(現状とありたい姿のギャップから課題を特定)

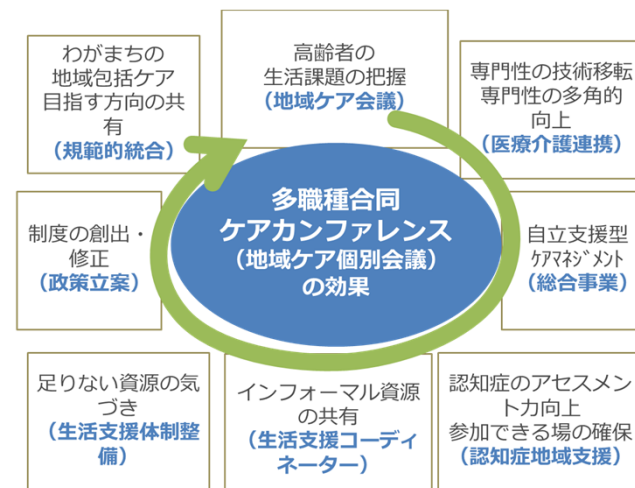
##### ② 本当に解決できますか？

サービスは現状とありたい姿のギャップを  
本当に解決できるのか

- ※ 普通の暮らしを取り戻す（自立）支援とは
- ① 現状分析（なぜ今の状態になったのか？）、
  - ② 目標設定（どんな暮らしを目指すのか？）、
  - ③ 「本当の課題」の抽出（取り組むべき課題は何か？）
- を検討することで、本人や家族が課題と向き合い、行動変容を起こすことに繋がる。

### ポイント2 | 他の事業との連動

多職種によるカンファレンスを行うことで、医療介護連携、総合事業、認知症地域支援、生活支援体制整備事業等の市町村が実施する事業が繋がる。



# 地域医療介護総合確保基金

令和5年度予算額:公費で1,763億円  
(医療分 1,029億円、介護分 734億円)

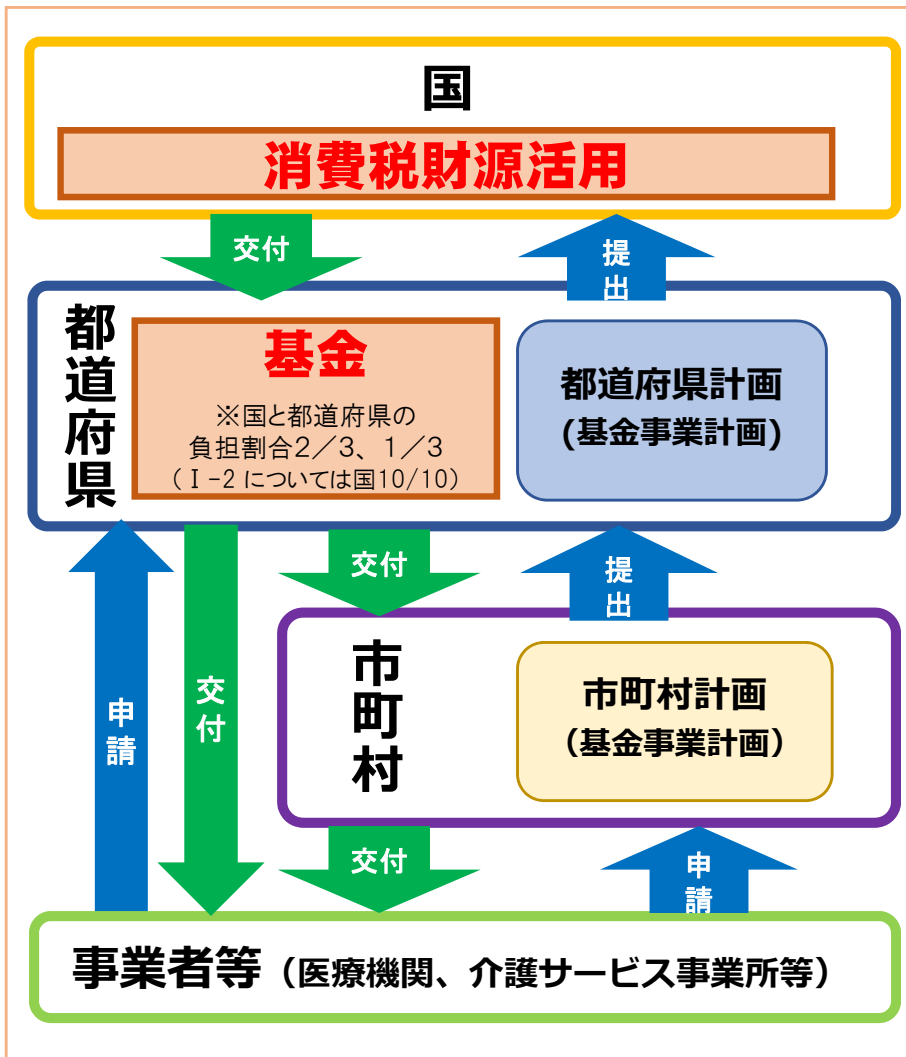
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**  
 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業





# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

## 対象事業

※赤字が令和5年度拡充分

### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。

（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設（ケアハウス、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅））、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。

- ② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（ケアハウス、介護付きホーム）。いずれも定員規模を問わない。

- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・**災害イエローゾーン**に立地する老朽化等した広域型介護施設の**移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）**にかかる整備費の支援を実施。

### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。  
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。  
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行う介護ロボット、ICTの導入支援に限る。＜令和5年度までの実施＞  
※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発のための取組についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を行う。
- ③ 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
- ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※赤字下線は令和5年度新規・拡充等

## 参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施

等

## 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

## 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
  - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充) ※拡充は令和5年度まで
  - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
  - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

# 介護サービス情報公表制度の運用 ～概要～

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を都道府県に報告し、都道府県が公表する。

## 期待する効果

- 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
- 事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援

## 具体的取組

- ① **国・・・介護サービス情報公表システムを整備**  
 全国の介護サービス事業所の情報を報告・公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム開発・運用等
- ② **都道府県、政令指定都市・・・制度の実施主体**  
 毎年、事業所からの報告を受け、審査の上、公表するとともに、必要と認める場合に調査する。

## 公表までのフロー図



## 介護サービス情報公表システム

### 情報公表される内容 ※介護保険法施行規則で規定

- ① **基本情報**
  - 事業所の名称、所在地等
  - 従業者に関するもの
  - 提供サービスの内容
  - 利用料等
  - 法人情報
- ② **運営情報**
  - 利用者の権利擁護の取組
  - サービスの質の確保への取組
  - 相談・苦情等への対応
  - 外部機関等との連携
  - 事業運営・管理の体制
  - 安全・衛生管理等の体制
  - その他（従業者の研修の状況等）

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるように「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、**事業所自らが情報公表システムで任意に公表することが可能。**  
 ※さらに、**自治体独自の公表項目の設定が可能。**



# 介護サービス情報の公表制度の仕組み(全体像)

## 【概要】

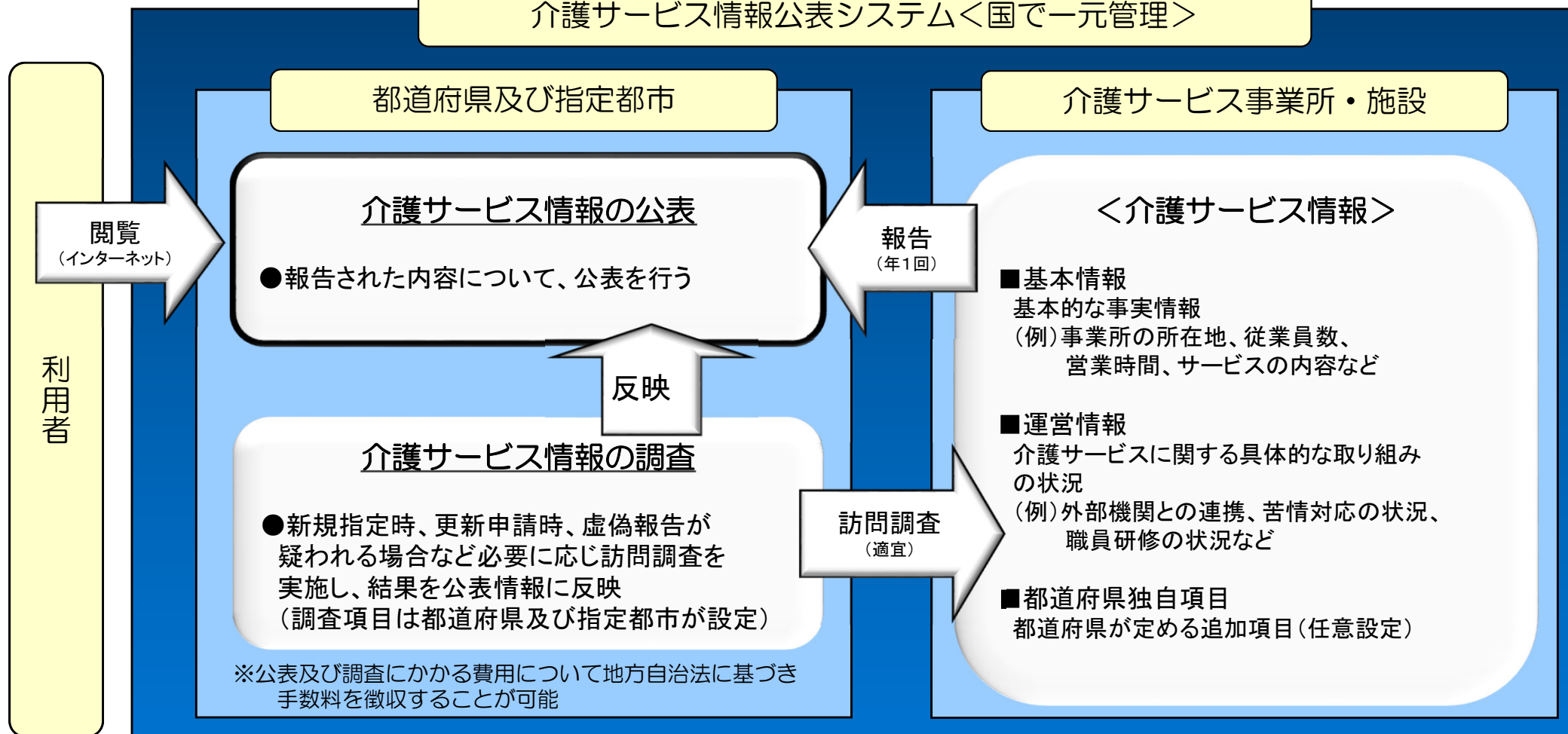
○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供するもの

## 【ポイント】

○介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報を都道府県又は指定都市に報告

○都道府県及び指定都市は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表。また、報告内容について調査が必要と認める場合、事業所・施設に対して訪問調査を実施

## 介護サービス情報公表システム<国で一元管理>



# 介護ロボット導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）  
 ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

○ 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施し、介護ロボットを活用した介護事業所の生産性向上の取組を通じて、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を図る。

## 2 事業の概要等

### 補助対象

- 介護ロボット
  - …移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
  - …Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

### 補助内容

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分(下線部以外)は令和5年度までの実施

#### ● 補助額

介護ロボット (1機器あたり)	・移乗支援(装着型・非装着型) ・入浴支援	上限100万円
	・上記以外	<u>上限30万円</u>
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (1事業所あたり)		上限750万円

#### ● 補助上限台数

…必要台数(制限の撤廃)

#### ● 補助率

…都道府県の裁量により設定  
 (一定の要件を満たす場合は3/4を下限、それ以外の事業所は1/2を下限)

〈一定の要件〉…以下の要件を満たすこと

- ・導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

### ■ 対象となる介護ロボット（例）

○装着型パワーアシスト  
(移乗支援)



○非装着型離床アシスト  
(移乗支援)



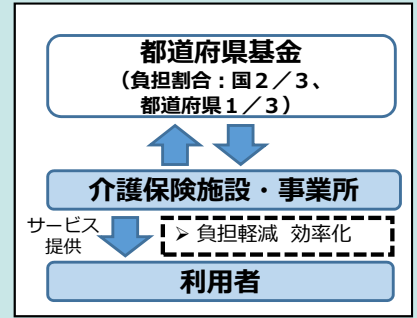
○入浴アシストキャリアー  
(入浴支援)



○見守りセンサー  
(見守り)



### ■ 事業の流れ



### ■ 実績（参考）

➢ 実施都道府県数：45都道府県（令和3年度）

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
58	364	505	1,153	1,813	2,353	2,596

(注) 令和3年度の数値は原則R3.11月末時点の暫定値  
 ※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

# ICT導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（地域医療介護総合確保基金137億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場のICT化に向けた導入支援を実施し、ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る

## 2 事業の概要等

### 補助対象

- 介護ソフト…記録、情報共有、請求業務で転記が不要であるもの、ケアプラン連携標準仕様、入退院時情報標準仕様、看護情報標準仕様を実装しているもの（標準仕様の対象サービス種別の場合。各仕様への対応に伴うアップデートも含む）、財務諸表のCSV出力機能を有するもの（機能実装のためのアップデートも含む）。
- 情報端末…タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等
- 通信環境機器等…Wi-Fiルーター等
- その他…運用経費（クラウド利用料、サポート費、研修費、他事業所からの照会対応経費、バックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等）

※赤字が令和5年度拡充分。

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

### 補助要件

- 導入計画の作成、導入効果報告（2年間）
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言
- 以下に積極的に協力すること 等
  - ICTの活用により収支状況の改善が図られた場合においては、職員の賃金に還元すること（導入効果報告により確認）
  - LIFEによる情報収集・フィードバック
  - 他事業所からの照会に対応すること

### 補助上限額等

#### 職員数に応じて都道府県が設定

- 1～10人 100万円
- 11～20人 160万円
- 21～30人 200万円
- 31人～ 260万円

#### 補助割合

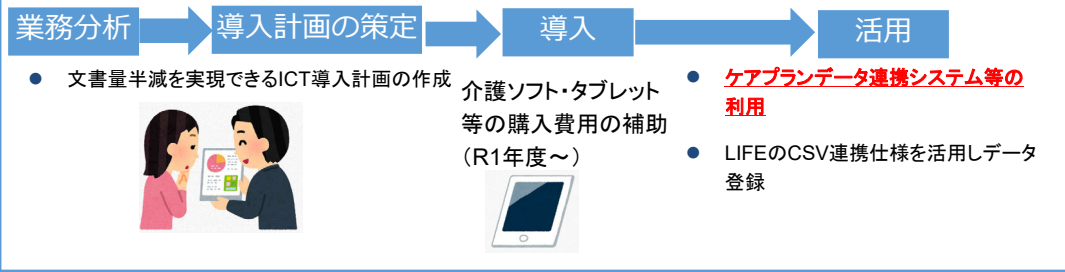
- 一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定
- それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定

### 補助割合を拡充する要件

〈3/4に拡充(以下のいずれかの要件を満たすこと)〉

- **ケアプランデータ連携システム等の利用**
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減

実績	R1	R2	R3
実施自治体数	15	40	47
補助事業所数	195	2,560	5,371



※ケアプランデータ連携システム…国保中央会に構築中。令和5年度本格稼働予定

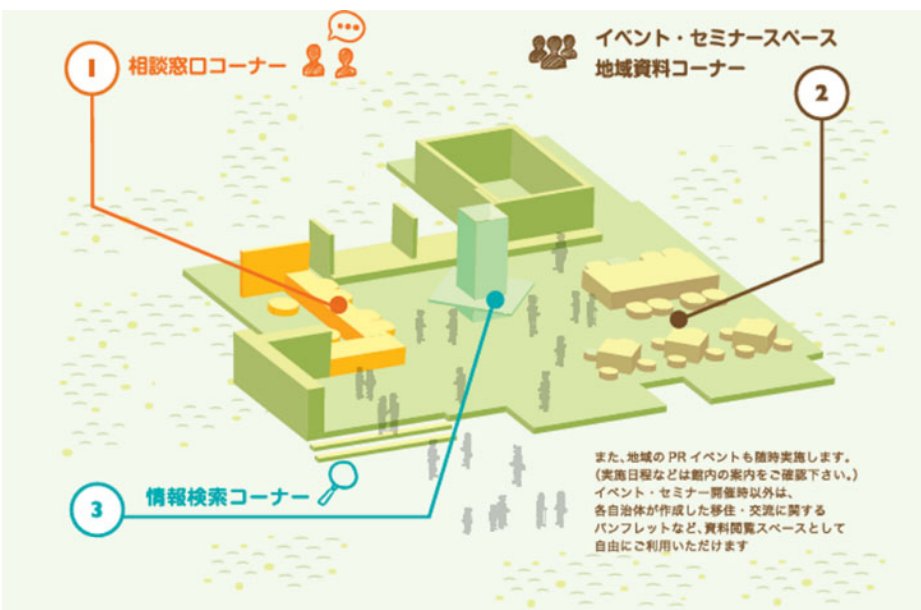


# 人の流れ



# 移住・交流情報ガーデン

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、地域おこし協力隊の募集説明会、関係人口創出イベント等の場として利用可能。



## 【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。



(移住フェアの様様)



[開館時間] (平日)11:00-21:00  
(土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分  
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分  
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：



◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり300万円上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）
- ④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり480万円上限

（報償費等280万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり480万円の上限は変更しない。）。

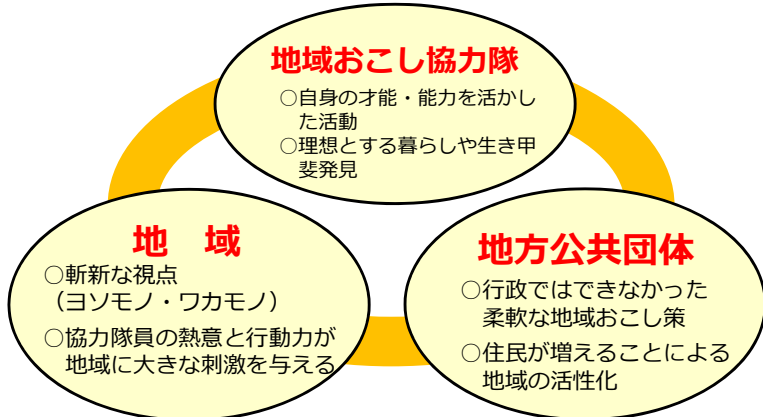
- ⑤ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1団体あたり200万円上限
- ⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
- ⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



## 隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。  
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数を含む。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が20歳代と30歳代**

**任期終了後、およそ65%が同じ地域に定住**※R4.3末調査時点



# 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）  
 ※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 活動地域

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

} 1,432市町村

## 期間

6月～3年

## 特別交付税措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費  
 上限額 年間560万円／人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費  
 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体  
 （派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

### 地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- 観光振興
  - 地域産品の開発・販路拡大
  - ICT分野（デジタル人材）
  - 地域経済活性化
- 等

## 実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人	148人	395人	618人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体	258団体	366団体

### 自治体

民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開



（協定締結）

### 民間企業

社会貢献マインド  
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

# 関係人口について

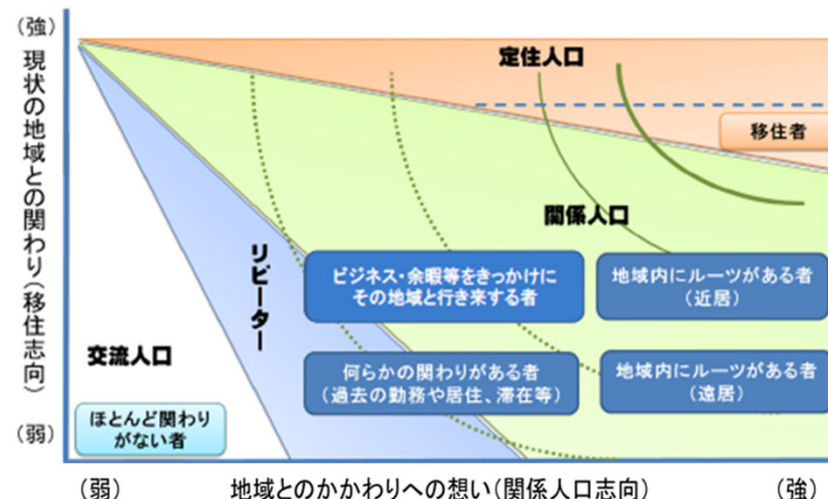
- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

## 関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決**や**魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。

(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋)

## 関係人口のイメージ



## 関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>  
県立中高一貫校の卒業生を対象とした  
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>  
地方の農業に関心のある都市部からの  
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での  
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施